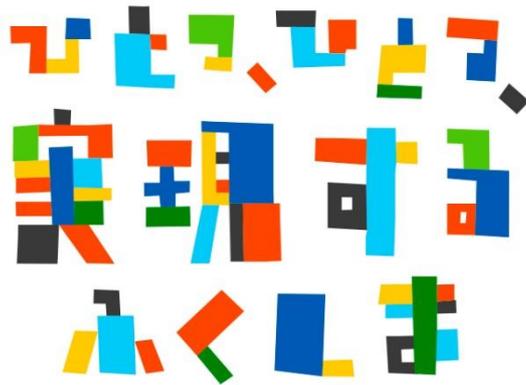


# 子育て支援に関する施策の 年次報告

( 令和6年度分 )



令和7年9月

福島県



# 目次

<b>第1章 本県のこどもと家庭を取り巻く環境</b> .....	1
<b>1 少子化や結婚・出産・子育てをめぐる現状</b> .....	1
(1) 少子化の動向.....	1
① 出生数と合計特殊出生率の推移	
(2) 婚姻の状況.....	4
① 未婚率の推移	
(3) 結婚をめぐる意識.....	5
① 結婚に対する考え	
② 現在独身でいる理由	
(4) 子育て家庭を取り巻く状況.....	6
① 子育てと仕事の両立	
② 育児休業の取得状況	
③ 待機児童の状況	
(5) 支援を必要とする子どもや家庭の状況.....	8
① 児童虐待対応状況	
② 社会的養育の状況	
③ ひとり親世帯の状況	
(6) まとめ.....	10
<b>2 これまでの子育て支援に関する取組と現行計画</b> .....	11
(1) これまでの子育て支援に関する取組と計画.....	11
(2) 条例に基づく基本計画の概要.....	13
<b>3 ふくしま新生子ども夢プラン令和6年度総括</b> .....	14
<b>第2章 子育て支援に関する施策の実施状況</b> .....	17
〈基本方針Ⅰ〉出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現.....	17
〈基本方針Ⅱ〉子育て支援.....	24
〈基本方針Ⅲ〉子どもの健やかな成長と自立.....	31
〈基本方針Ⅳ〉援助を必要とする子どもや家庭への支援.....	40
〈基本方針Ⅴ〉子育てを支える社会環境づくり.....	52
〈基本方針Ⅵ〉東日本大震災からの復興.....	57
<b>参考</b> .....	63
・令和6年度子育て支援推進関連予算	
・「子育てしやすい福島県づくり条例」	
・「福島県子どもを虐待から守る条例」	



# 第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く環境

## 1 少子化や結婚・出産・子育てをめぐる現状

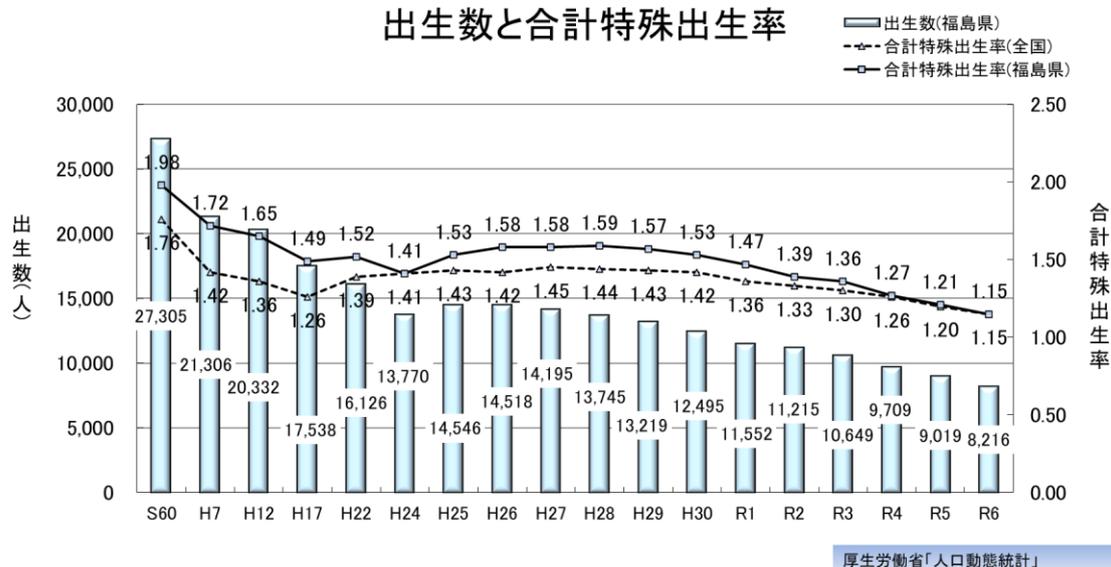
### (1) 少子化の動向

#### ① 出生数と合計特殊出生率の推移

本県の出生数は、戦後の第1次ベビーブームとなった昭和24年の約7万3千人をピークに一旦は激減し、第2次ベビーブームの昭和48年、49年頃に3万2千人台まで回復したが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成24年には東日本大震災の影響により1万4千人を下回るまでに減少した。直近の統計では、令和6年の出生数（概数）は前年から803人減少している。

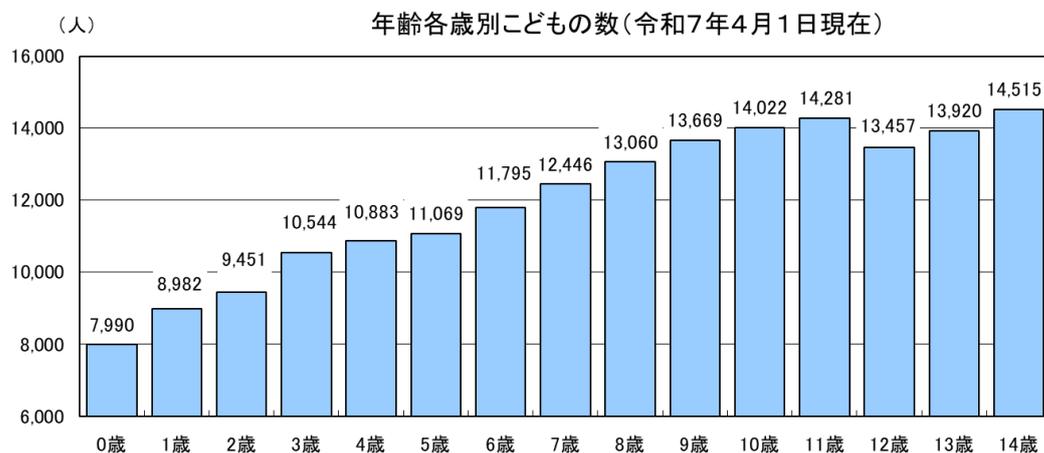
また、本県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む平均子ども数に相当）は、人口置換水準（長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準）が概ね2.07とされている中で、昭和の終わり頃には2.0に近い数字であったものが年々減少しており、震災後の平成24年には一時的に全国と同数値の1.41まで減少した。平成25年には震災前の水準を回復し、以降は全国よりも高い傾向にあったが、令和4年以降は全国と同程度に推移し、令和6年は全国と同じ値となった。

出生数と合計特殊出生率



また、令和7年4月1日現在における本県のこどもの数（15歳未満人口）は180,084人で、前年より6,424人減少（減少率3.4%）となった。年齢階級別にみると次のとおり。

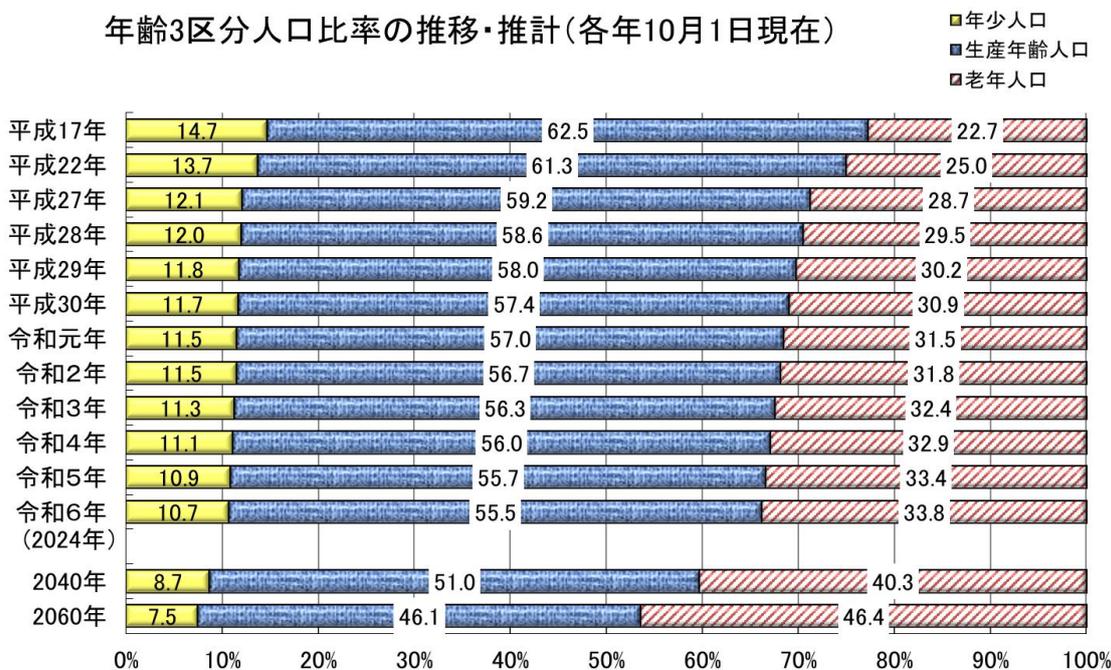
- 5歳以下（未就学の乳幼児）：58,919人（3,680人減少 減少率5.9%）
- 6～11歳（小学生の年代）：79,273人（1,686人減少 減少率2.1%）
- 12～14歳以下（中学生の年代）：41,892人（1,058人減少 減少率2.5%）



県統計課「福島県の推計人口」(令和7年4月1日現在)より作成

こどもの数の減少に伴い、本県の総人口に占める年少人口の割合は年々低下しており、令和6年10月1日現在で10.7%。一方で老年人口の割合は年々増加し、33.8%となっている。

年齢3区分人口比率の推移・推計(各年10月1日現在)

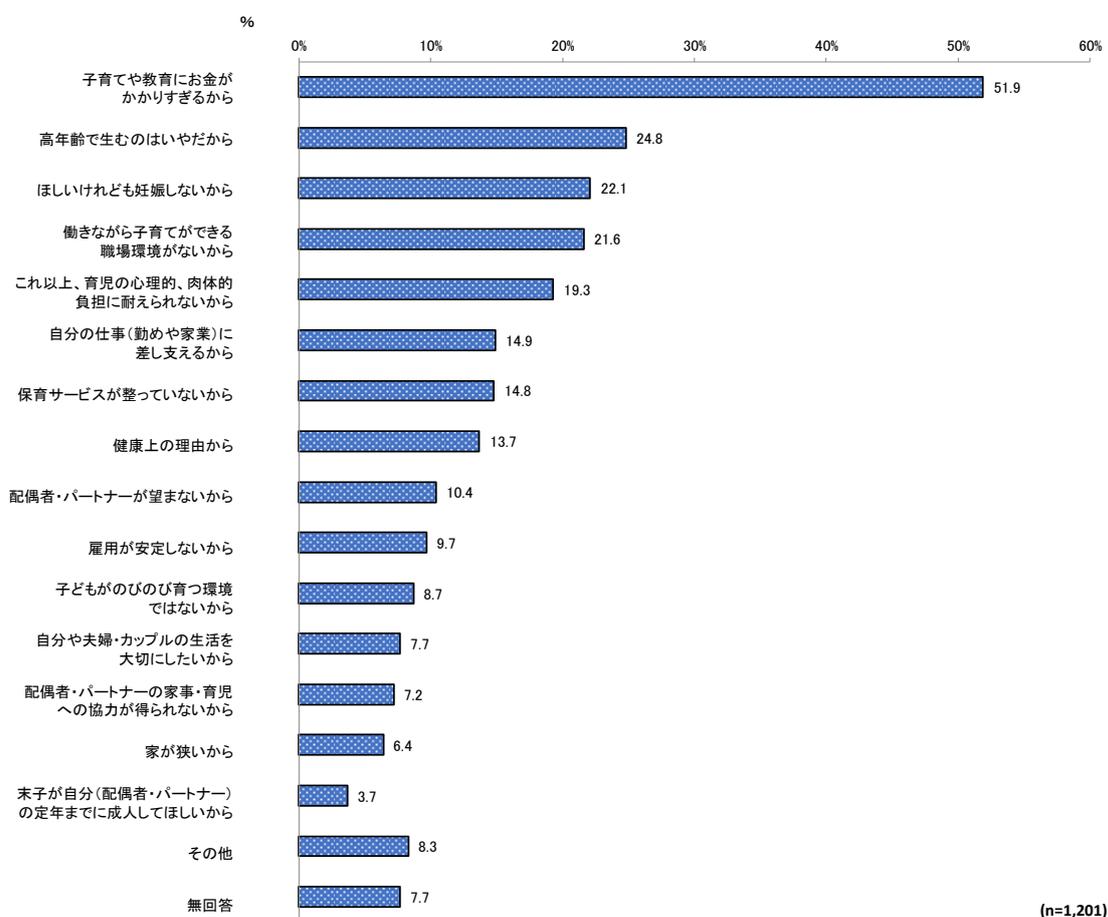


令和6年まで・・・総務省「国勢調査」、県統計課「福島県の推計人口」  
2040年から・・・「福島県人口ビジョン」における人口試算

こども未来局が令和6年度に実施した「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」によると、既婚の県民が理想とすることの人数は平均 2.40 人であるのに対し、実際に予定する人数は平均 2.09 人となっており、理想と現実との間に 0.31 人のギャップが生じている。

また、こどもを持ちたくない、または持つ予定のこどもの数が理想的なこどもの数よりも少ない理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も高く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」、「ほしいけれども妊娠しないから」、「働きながら子育てができる職場環境がないから」などが続いており、様々な要因がこどもを持つことの妨げとなっている。

### こどもを持ちたくない、または理想的なこどもの数を持たない・持てない理由



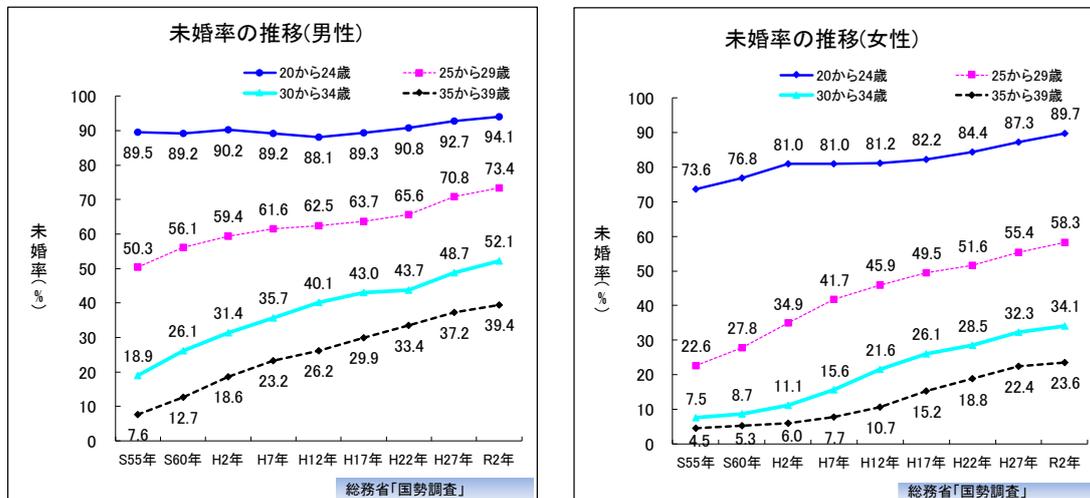
県こども・青少年政策課「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」(令和6年)

## (2) 婚姻の状況

### ① 未婚率の推移

本県の未婚率は、20歳代が男女共に全国平均よりは低いが、全体的には上昇傾向にあり、特に近年における上昇が顕著である。

#### 本県の未婚率(令和2年国勢調査)



#### 未婚率推移(福島県と全国の比較)

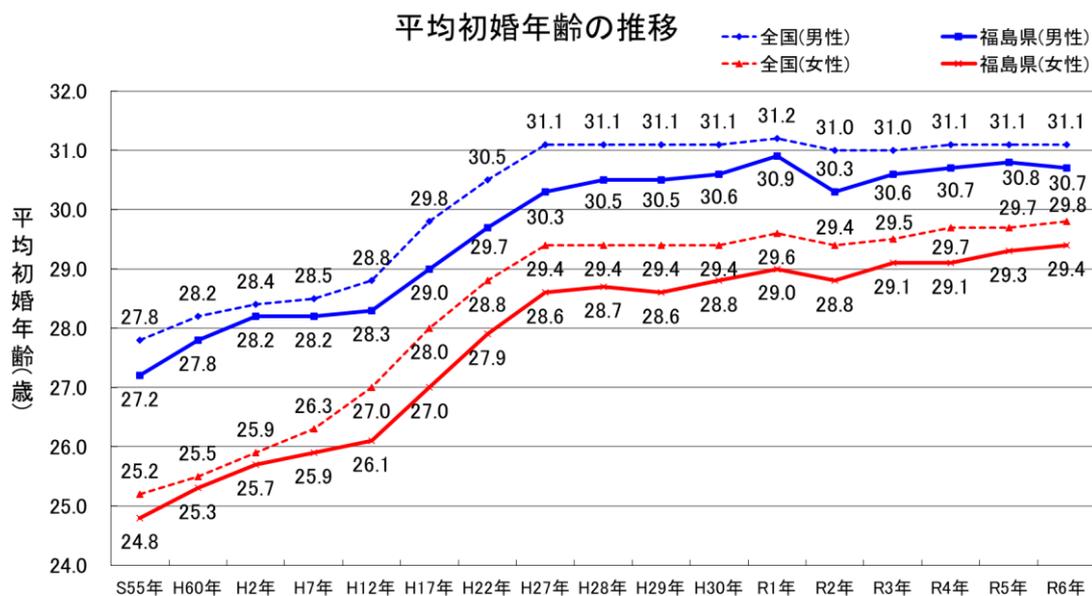
(%)

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		昭和55年	令和2年	昭和55年	令和2年	昭和55年	令和2年	昭和55年	令和2年
男性	福島県	89.5	94.1	50.3	73.4	18.9	52.1	7.6	39.4
	全国	91.5	95.7	55.1	76.4	21.5	51.8	8.5	38.5
女性	福島県	73.6	89.7	22.6	58.3	7.5	34.1	4.5	23.6
	全国	77.7	93.0	24.0	65.8	9.1	38.5	5.5	26.2

※R2年及びH27年は配偶関係不詳補完結果に基づく。

### ② 平均初婚年齢の推移

本県の平均初婚年齢は、令和6年で男性は30.7歳(全国31.1歳)、女性は29.4歳(全国29.8歳)で、いずれも全国より低いものの、依然として高めに推移している。

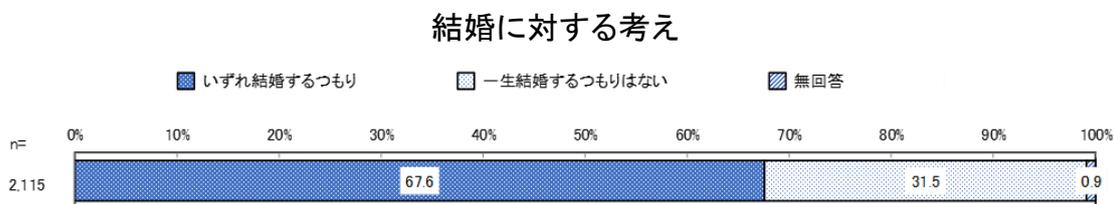


厚生労働省「人口動態統計」

### (3) 結婚をめぐる意識

#### ① 結婚に対する考え

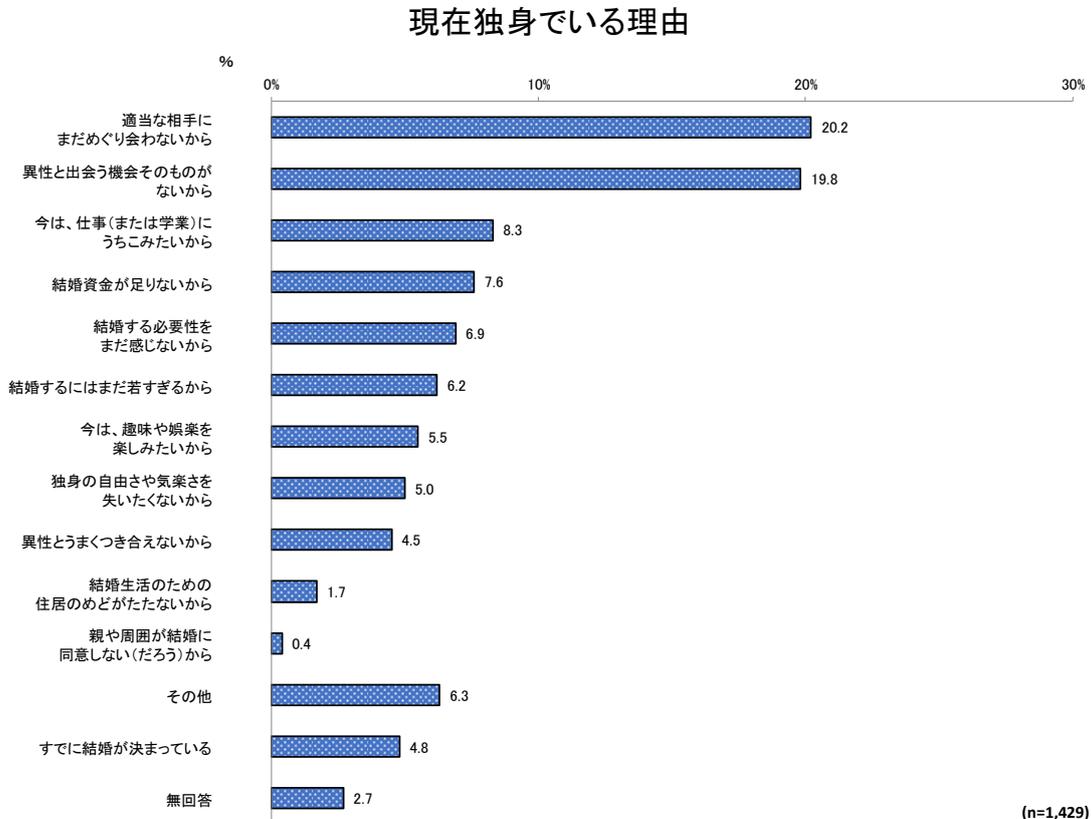
「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」によると、未婚者の（独身者の）結婚に対する考えは、「いずれするつもり」が 67.6%、「一生結婚するつもりはない」は 31.5%となり、7割弱の未婚者が結婚を望んでいる。



県子ども・青少年政策課「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」(令和6年)

#### ② 現在独身でいる理由

「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」によると、結婚を希望している未婚者が現在独身でいる理由については、「適当な相手にまだめぐり合わないから」が 20.2%、「異性と出会う機会そのものがないから」が 19.8%と、結婚相手に出会える機会が少ないことを理由とする回答が4割を占めた。

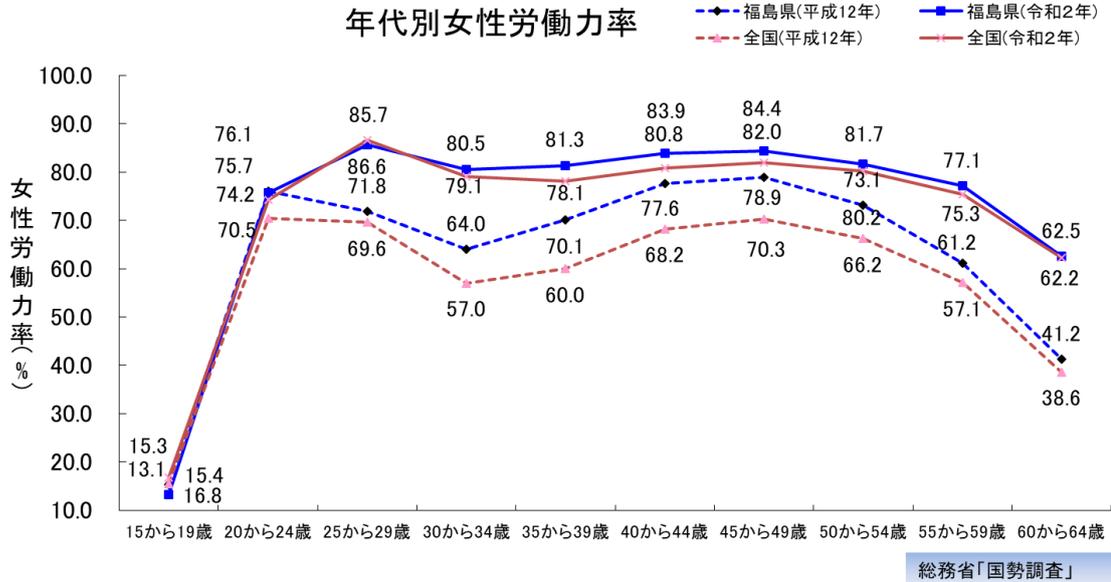


県子ども・青少年政策課「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」(令和6年)

#### (4) 子育て家庭を取り巻く状況

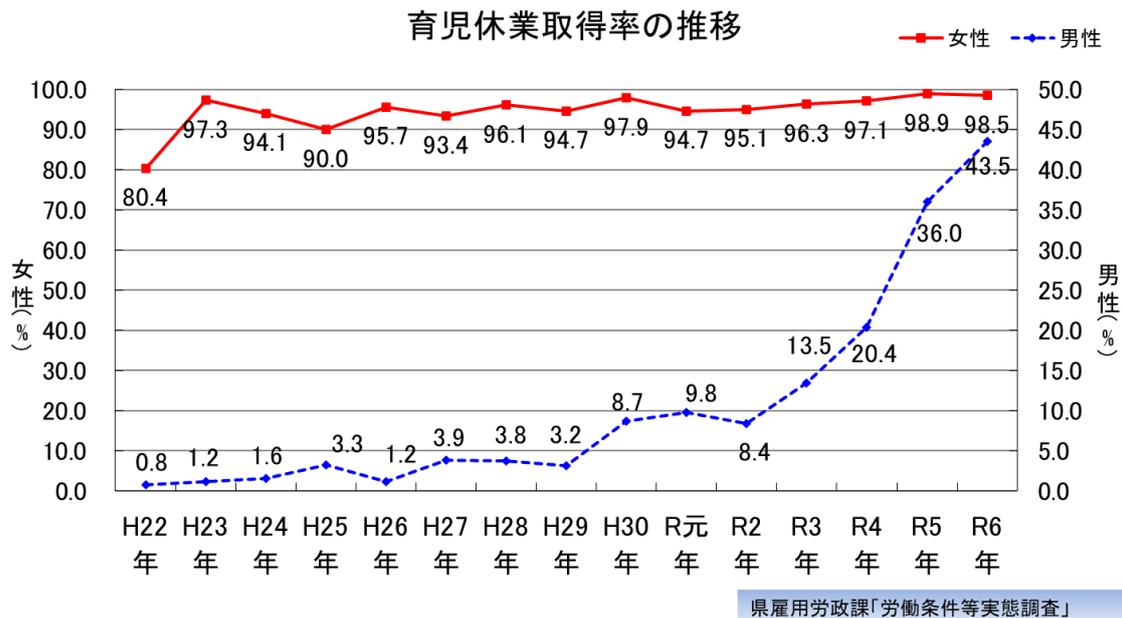
##### ① 子育てと仕事の両立

女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合）を年齢別に見ると、30歳代の労働力率が低い「M字型」の傾向にあり、年々谷は上昇しているものの、現在も結婚・出産を機にいったん仕事を離れ、子育てが一段落した後に再就職するという動きが見て取れる。



##### ② 育児休業の取得状況

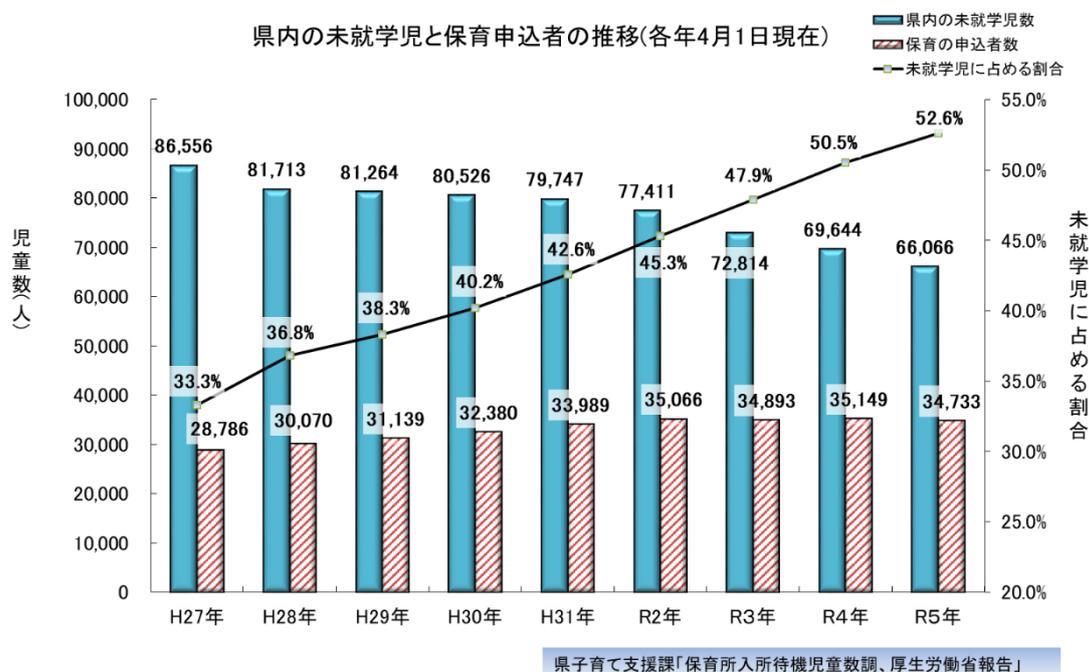
県内の30人以上の企業における育児休業取得率は、令和6年においては女性が98.5%（平均所得日数299.0日）、男性が43.5%（平均所得日数36.4日）となっており、近年、男性の育児休業取得率に顕著な上昇が見られる。



### ③ 待機児童の状況

少子化の進行により、未就学児全体数は年々減少しているものの、共働き世帯の増加等により保育ニーズは高い状況にある。

保育の需要増に対し、保育所や認定こども園の整備等により定員数を増やしており、申込者数に対する待機児童の割合は令和元年度で0.8%あったが、令和5年度は0.04%となっており、待機児童の完全な解消には至らないものの徐々に減少している。



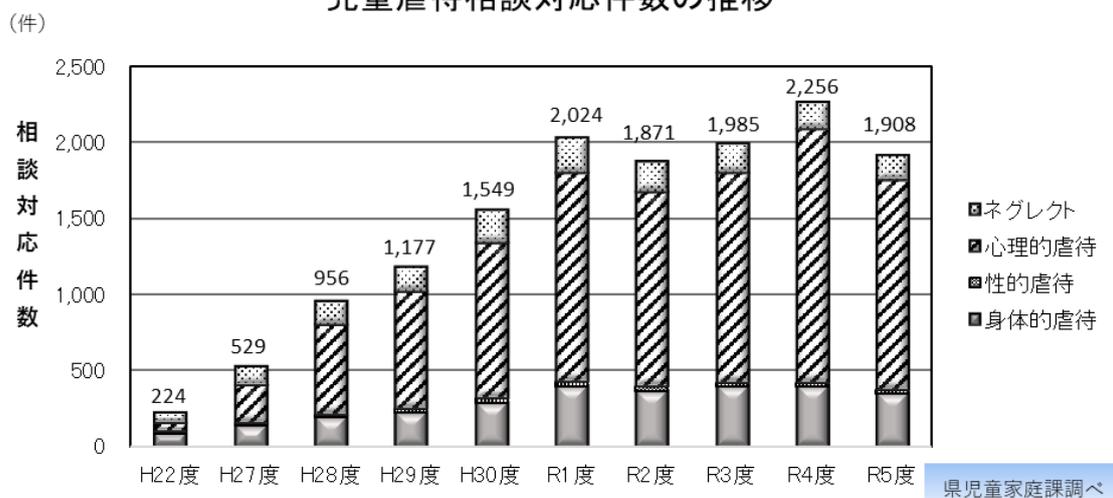
## (5) 支援を必要とする子どもや家庭の状況

### ① 児童虐待対応状況

県内の児童虐待に関する相談状況は、令和4年度に過去最多を更新し、令和5年度は減少したが、依然として児童虐待対応件数は高い水準にある。その理由としては、児童虐待についての社会的認知度が向上したことにより、市町村、学校、近隣住民、家族等からの児童虐待についての相談・通告が増加したこと、平成28年頃から児童の同居する家庭においてドメスティック・バイオレンス（DV）を行うことによる児童への心理的虐待について警察等による通告・相談が増加したことが挙げられる。

引き続き、市町村や学校、警察等の関係機関との連携や、相談体制の強化が求められている。

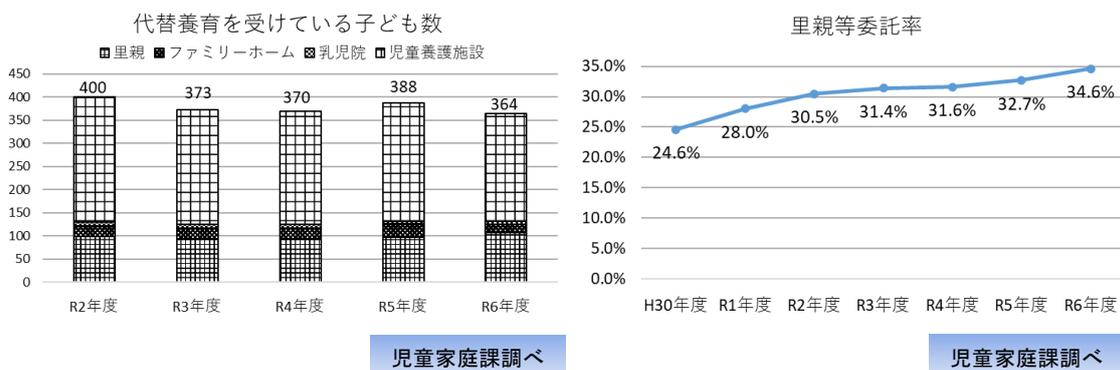
### 児童虐待相談対応件数の推移



### ② 社会的養育の状況

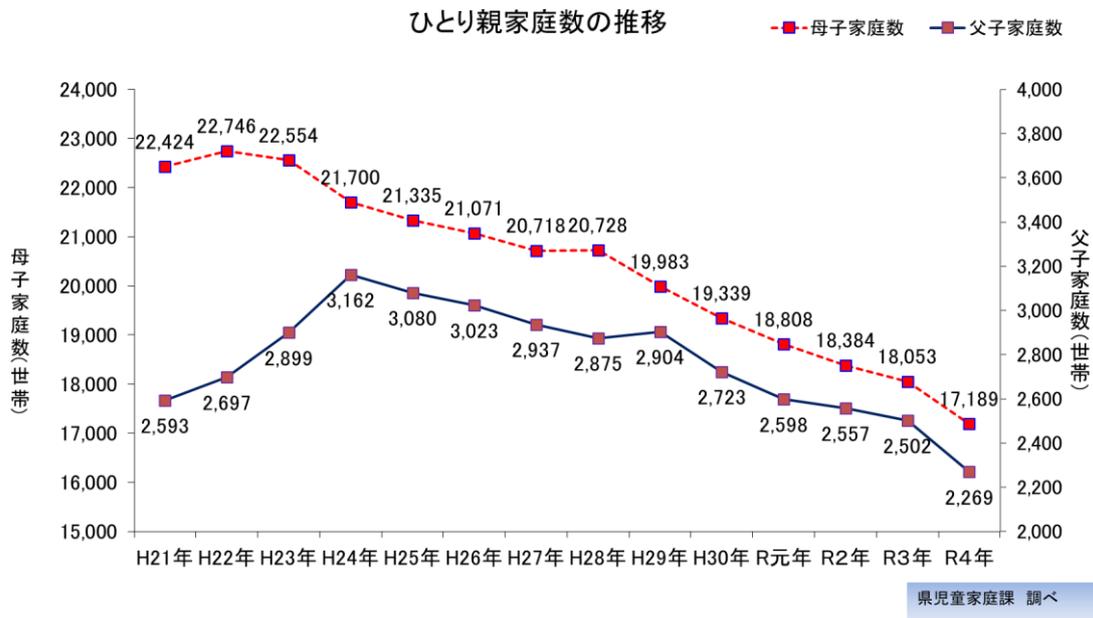
家庭での養育が困難で、代替養育を受けている子どもの数は横ばいの状況にある。

家庭に近い環境で養育するため、里親やファミリーホームへの委託を推進しており、本県における里親等委託率（児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム入所児童の内、里親及びファミリーホーム入所児童の割合）は年々増加しており、令和6年度末時点で34.6%（速報値）となっている。



③ ひとり親世帯の状況

県内の母子家庭の世帯数は平成22年をピークに減少傾向、父子家庭の世帯数は平成24年をピークに減少傾向にある。



## (6) まとめ

合計特殊出生率は全国的に低下傾向にあり、令和6年概数の全国値は前年の1.20から0.05減少して1.15となった。本県も前年の1.21から0.06減少して1.15となり、これまで全国よりも高い傾向にあったが、全国と同じ値となった。また、出生数の令和6年概数は8,216人と、前年の9,019人から803人減少しており、依然として少子化に歯止めがかかっていない。

令和6年度にこども未来局が実施した「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」によれば、結婚については、未婚者の約7割が結婚を希望している一方、独身でいる理由として「適当な相手にまだめぐり合わないから」や「異性と出会う機会そのものがないから」をあげる回答が多く、結婚の希望を実現できない要因として出会いの機会の不足が大きいことがわかった。

妊娠・出産や子育てについては、結婚後の夫婦が理想とする人数のこどもを持っていない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、その他にも「ほしいけれども妊娠しないから」や「働きながら子育てができる職場環境がないから」など、経済的な負担をはじめとする多様な要因により、こどもを持つことが妨げられていることがわかった。

このように、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、結婚や出産、子育ての希望を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることから、若い世代や子育て当事者を支える施策を、多様な分野で総合的に進めていく必要がある。

そこで、少子化対策の基本は「若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを生み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくこと」であることを踏まえつつ、結婚を希望する方が結婚できる環境づくり、安心して妊娠・出産に臨むことができる環境の整備、医療費・保育料・教育費等の経済的負担の軽減、就労支援、地域ぐるみの子育て支援活動の推進、男女がともに子育てに関わっていける社会づくり等、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進する。

さらに、家庭環境や障がいの有無等にかかわらず、すべてのこどもが健やかに育つことができるよう、こどもの貧困や児童虐待等といった社会問題に対応し、また、ひとり親家庭や貧困家庭のこどもの未来が妨げられないように支援する。

このような施策をとおして、若い世代が結婚や子育てに希望を持ち、子育て当事者が子育てに伴う喜びを実感できるよう、安心してこどもを生み育てられる環境の整備を進めていく。

## 2 これまでの子育て支援に関する取組と現行計画

### (1) これまでの子育て支援に関する取組と計画

「子どもは、いつの時代においても、『社会の宝』であり、『未来への希望』です。将来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いです。」

これは、平成22年12月議会定例会において、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築いていくという趣旨で、全会一致で制定された「子育てしやすい福島県づくり条例」の前文の一部である。

県では、この条例の制定を踏まえ、平成23年度から子育て支援担当理事を設置するとともに、施策を部局横断的に推進することとした。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、放射性物質による健康への不安など、福島県の子どもを取り巻く環境が大きく変化し、同年8月には、知事を本部長とした「福島県子育て支援推進本部」を新たに設置し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに県を挙げて積極的に取り組むこととした。平成24年度に、震災を踏まえた県総合計画の全面的な見直しに伴い、平成25年3月、平成22年3月に策定した「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の一部を改訂した。

さらに、「子育てしやすい福島県づくり条例」についても、東日本大震災により生じた課題を踏まえ、平成25年9月議会定例会を経て一部改正された。

平成27年4月には、少子化の進行や東日本大震災による影響など子育て環境の変化を踏まえ、本県の未来を担う子どもや青少年の育成を総合的かつ一体的に推進するため、組織再編により保健福祉部内にこども未来局を設置した。

「ふくしま新生子ども夢プラン」（平成27年度～令和元年度）は、平成26年4月の次世代育成支援対策推進法の10年間延長等を踏まえて、平成27年3月に策定したものであり、「子どもと家庭にやさしい社会づくり」を目標に掲げ、取組を推進してきた。

また、平成28年3月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、同プランの一部改訂を行った。

令和2年2月議会定例会において、「福島県子どもを虐待から守る条例」を制定し、その前文に「将来を担う子どもたちは、かけがえのない存在であり、全ての子どもが、幸せな日々を送り、成長していく権利を有しており、それを守り育てていくことが社会全体の責務である。」ことを掲げるなど、社会全体で虐待の防止に取り組んでいくこととした。

令和2年3月には、子育て等に関する施策を再構築するとともに、これまで個別計画として策定していた「福島県ひとり親家庭等自立支援計画」の次期計画を本計画に統合した上で、「ふくしま新生子ども夢プラン」（令和2年度～令和6年度）を策定した。

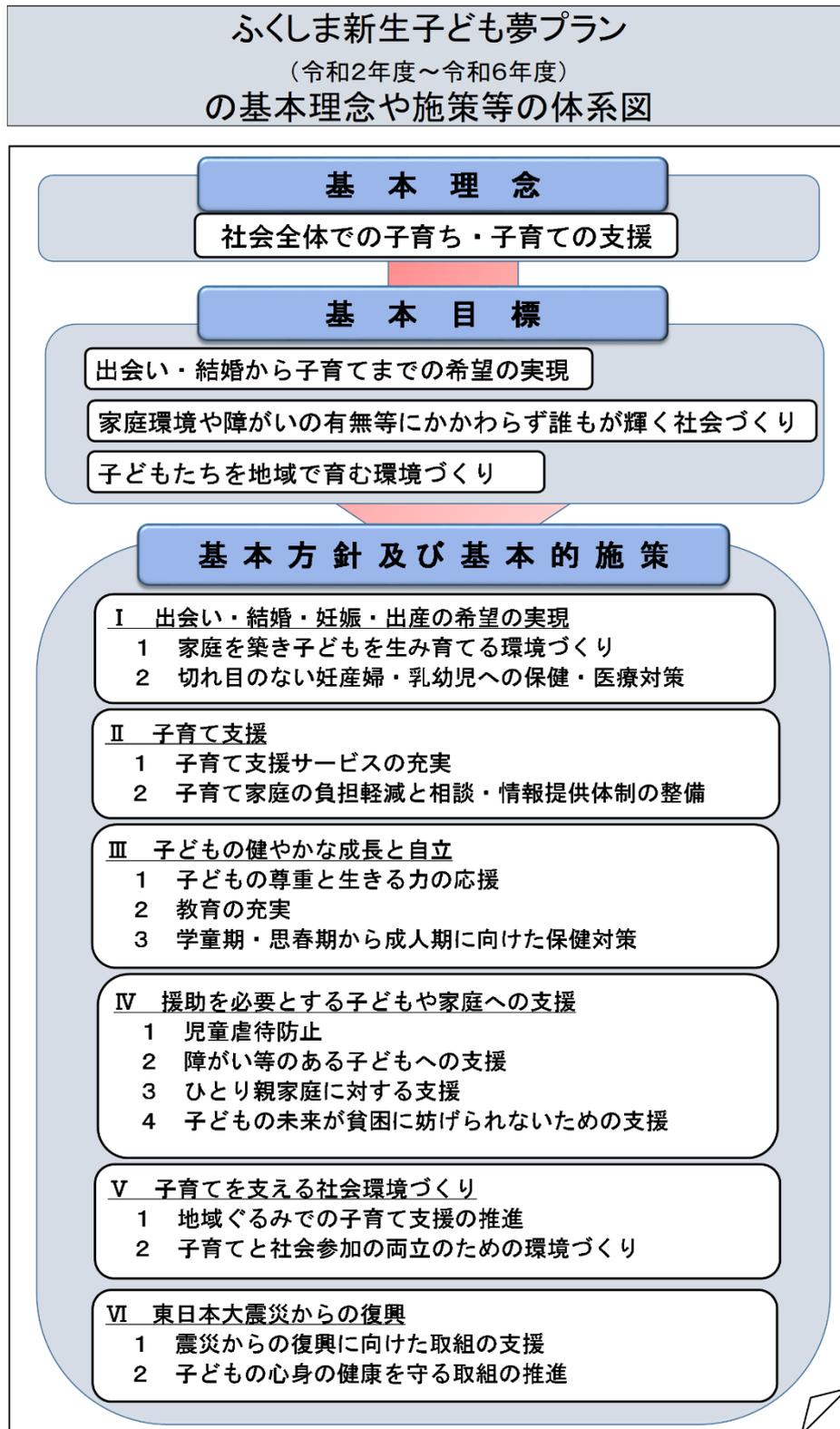
令和4年3月に、本県の総合計画である「福島県総合計画」（令和4年度～令和12年度）及び保健福祉部の部門別計画である「福島県保健医療福祉復興ビジョン」（令和4年度～令和12年度）の策定による見直し、及び同プランと「ふくしま青少年育成プラン」との統合に伴って内容を一部改訂した。

令和7年3月には、「ふくしま新生子ども夢プラン」の性格を引き継ぎつつ、本県における「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策を総合的に進めていくため、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」に基づく都道府県こども計画として新たに位置付けられた「福島県こどもまんなかプラン」（令和7年度～令和11年度）を策定した。

## (2) 条例に基づく基本計画の概要

「子育てしやすい福島県づくり条例」第9条において、子育て支援に係る基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めることとされており、「ふくしま新生子ども夢プラン」（令和2年度～令和6年度）を基本計画として策定した。

本計画の基本理念・目標等は下記のとおり体系化されている。



### 3 ふくしま新生子ども夢プラン令和6年度総括

「ふくしま新生子ども夢プラン（令和2年度～令和6年度）」に基づき、本県において安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかに育つことのできる環境を整備するため各施策に取り組んだ。主な指標の実績及び今後の課題等については次のとおりである。

※指標の現況を4段階で表示。



#### I 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現

##### ◆令和6年度指標実績概況

##### ★家庭を築き子どもを生み育てる環境づくり

※黄色塗り潰し=総合計画の基本指標(以降同じ)。



〈少子化関連指標〉		全国	福島県
合計特殊出生率	R5	1.20	1.21
	R6	1.15	1.15
50歳時未婚割合	男【R2】	28.25 %	28.33 %
	女【R2】	17.81 %	15.25 %
平均初婚年齢	夫【R6】	31.1 歳	30.7 歳
	妻【R6】	29.8 歳	29.4 歳
有配偶出生率	【R2】	73.0 %	72.1 %



##### ★切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療対策

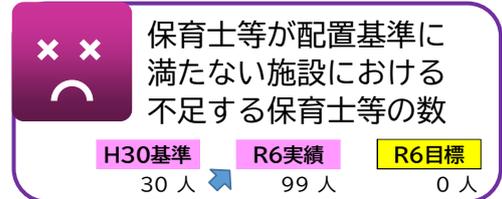


##### ◆結果の分析と主な課題・対策

- 合計特殊出生率については、全国的に低下傾向にあり、本県は全国値よりも高い水準にあったが、その差は年々縮小し、令和4年以降は全国とほぼ同水準で推移し、令和6年は全国と同じ値となった。
- 婚姻数については、全国が前年よりも増加した一方で、本県は5,599件から105件減(△1.9%)となった。出生数は、全国・本県ともに減少しており、本県においては令和5年の9,019人から803人減(△8.9%)となった。いずれも、20代から30代前半の人口流出により、本指標の母数となる若い世代の人口が全国よりも大幅に減少していることが大きく影響していると考えられる。
- 合計特殊出生率、婚姻数、出生数は、基準年・前年と比べて減少しており、本県の少子化は深刻な状態となっている。少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況など、希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っており、総合的な対策が必要であることから、若い世代が結婚や子育てに希望を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、市町村や民間企業・団体など、様々な主体と緊密に連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施していく必要がある。

## II 子育て支援

### ◆令和6年度指標実績概況



### ◆結果の分析と主な課題・対策

○保育所等の整備により定員が増加したことなどから、待機児童数は減少を続けていたが、一部で保育士の不足が生じていることや、想定より保育の申込が多かったために、待機児童数は増加となった。今後も保育の受皿や保育人材の確保が求められる。

○放課後児童クラブについては、クラブの増設等により受入定員は増えたものの、児童クラブへの申込者数が年々増加しており、待機児童が生じていることから、放課後児童支援員や実施場所の確保が課題となっている。

## III 子どもの健やかな成長と自立

### ★教育の充実

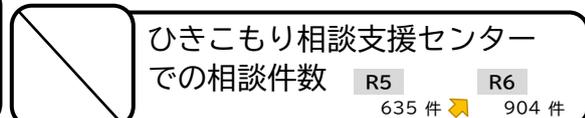
ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合



全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合（全国＝100）



### ★子どもの尊重と生きる力の応援



### ◆結果の分析と主な課題・対策

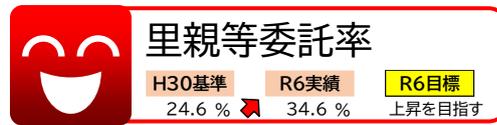
○各学校、各学級における結果分析と授業改善をどのように推進していくかが課題である。県が公表している「ふくしま学力調査分析報告書」や「学力の伸びを引き出した学校の実践事例集」等の公表資料、オンライン説明会等を通して、継続して働きかけていく方針である。

○「ひきこもり相談支援センター」への相談者の実人数は214名であり、年齢別に見ると10代から30代までが172名を占める。引き続き、関係機関と連携を図りながら一次窓口であるセンターの周知に努めるとともに相談の内容に応じて適切な支援機関につないでいく。

## IV 援助を必要とする子どもや家庭への支援

### ◆令和6年度指標実績概況

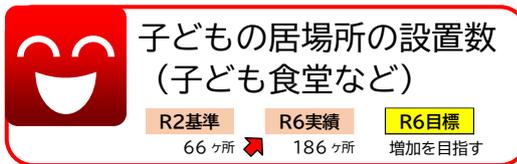
#### ★児童虐待防止



#### ★障がい等のある子どもへの支援



#### ★子どもの未来が貧困に妨げられないための支援



### ◆結果の分析と主な課題・対策

○令和5年度の児童虐待相談対応件数は前年度より減少したが、依然として児童虐待対応件数は高い水準にあるため、児童相談所において引き続き適切に対応していく。

○「里親等委託率」については、家庭養育優先の原則の実現に向けた取り組みを進めており、今後も引き続き児童相談所等関係機関と連携しながら新規里親の増加と里親等への委託を推進していく。

○「子どもの居場所」については、県による開設費用の補助やこどもの居場所立ち上げ講座の開催等により、設置数の増加に繋がったと考えられる。

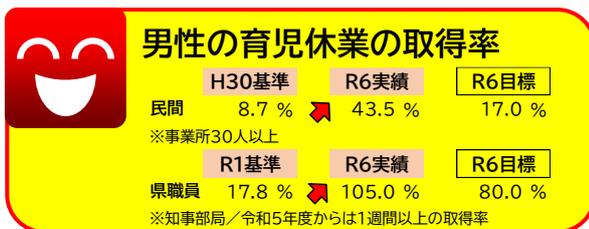
## V 子育てを支える社会環境づくり

### ◆令和6年度指標実績概況

#### ★地域ぐるみでの子育て支援の推進



#### ★子育てと社会参加の両立のための環境づくり



### ◆結果の分析と主な課題・対策

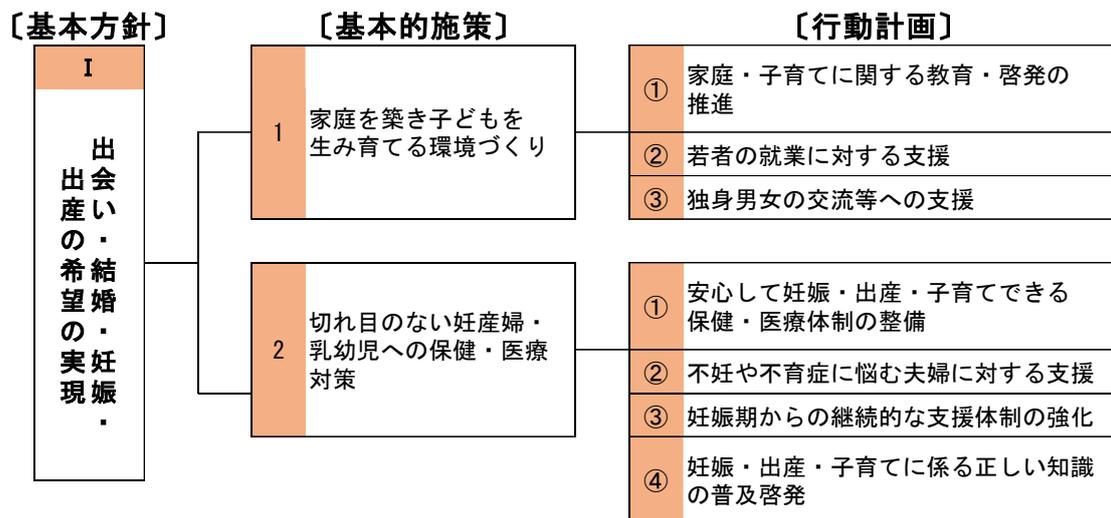
○「男性の育児休業の取得率」については、出生時育児休業の導入など、国をあげての後押しにより、男性が育児休業を取得しやすい雰囲気醸成され、数値が順調に推移している。引き続き、専門家の企業への派遣、助成金制度、企業認証制度などにより普及啓発を図っていく。

○「福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合」は、令和2年度の67.1%をピークに年々減少傾向にある。社会全体で子育てを支援していく環境づくりをより一層進め、子育て世代のみならず、すべての県民に、福島県はこどもや子育て世代にやさしく、子育てのしやすい県であると実感してもらうことが課題となる。

## 第2章 子育て支援に関する施策の実施状況

「ふくしま新生子ども夢プラン」（令和2年度～令和6年度）における6つの基本方針に係る基本的施策及び行動計画に則り、令和6年度に実施した主要な事業の実施状況は次のとおりである。

### 〈基本方針Ⅰ〉出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現



#### 【基本方針の概要】

- 家庭の役割や子育ての意義等について、様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、若者の安定的な就労や独身男女の出会いの機会の創出に向けた取組等を推進し、結婚を希望する方が結婚できるような環境づくりを進めます。
- 周産期医療・小児医療体制の整備や、妊娠から出産・子育てにかけての様々な母子保健対策を推進するとともに、医療機関や学校等関係機関の連携強化を図り、切れ目ないサポート体制を推進します。
- 妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識について、若い世代を中心に周知啓発を行います。

# 1 家庭を築き子どもを生き育てる環境づくり

## ◆課題と行動計画〈その1〉

○現状と課題	○男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義について、次代の親となる若い世代に教育・啓発する必要がある。
○施策の方向	○家庭の役割や子育ての意義等について、発達段階に応じて教育するとともに、様々な機会を捉えて啓発する。
○行動計画	①家庭・子育てに関する教育・啓発の推進

## ◆主な関連事業

施策 行動計画	I-1-① III-2-④	事業名	地域でつながる家庭教育応援事業	R6 実績	1,097千円
事業概要	本県の家庭教育推進上の大きな課題である「親の学び」を支援するために、連合PTAや企業等と連携し、家庭教育について親自身が学ぶ機会が充実するよう支援する。また、各地域で子育てをする親を支援する家庭教育支援者の養成・育成を目的とした研修会を行う。さらに、行政機関や福祉機関と連携しながら、子育てや家庭教育を応援する「家庭教育支援チーム」の設置を促進する。				
事業実績	1 家庭教育応援プロジェクト (1) 福島県地域家庭教育推進協議会(年2回)7月、2月 (2) 地域家庭教育推進(各地区)ブロック会議(7地区2回)6月~7月、1月~2月 (3) 親子の学び応援講座(11団体、1,553名参加) (4) 家庭教育応援企業推進活動(10企業 累計1,086企業)※各企業に実践事例集配付 (5) 家庭教育応援企業学習会(県内2カ所:相双・いわきで実施) 2 家庭教育応援リーダー育成事業 (1) 家庭教育支援チームスキルアップ研修会(12月 参加者42名) (2) 家庭教育支援者地区別研修(7地区247名参加)				

## ◆課題と行動計画〈その2〉

○現状と課題	○派遣や非正規雇用など不安定な就労の若者が一定数おり、若者の経済力低下につながる可能性がある。
○施策の方向	○新卒者の就職を支援するとともに、不安定就労や無職の若者が安定的な就職ができるよう支援する。 ○若者が経済的に自立し、働くことなどを通して自らを高め、社会に参加できるよう、一人ひとりの能力の育成を図るとともに、多様な就業機会の提供を図る。
○行動計画	②若者の就業に対する支援

## ◆主な関連事業

施策 行動計画	I-1-②	事業名	『感動!ふくしま』プロジェクト (未来の産業人材確保のための体験 プログラム事業)	R6 実績	136,491千円
事業概要	小中高生及びその保護者を対象に県内企業の認知度を高めるため、工場見学や親子職業体験イベント、高校生と保護者向け企業説明会や高校生等の保護者等向けセミナーを実施する。				
事業実績	1 小中学生向け工場見学 見学回数 延べ205回 2 親子企業体験イベント 2地域で開催 参加者数 延べ1,455人 3 高校生と保護者向け企業説明会 参加企業数 180社 参加者数 1,312人 4 高校生以下の子を持つ保護者向けセミナー 3地域で開催 来場者数 84人				

施策 行動計画	I-1-②	事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしまで働こう！就職応援事業（ふるさと福島就職情報センター運営事業）</li> <li>・ふるさと福島若者人材確保事業（若者向け就職情報発信事業 外）</li> </ul>	R6 実績	74,067千円
事業概要	<p>県内及び東京に拠点を設け、就職相談から就職後の職場定着までをワンストップで支援するとともに、高校生及び大学生、並びにその保護者を対象とした、県内企業情報の発信やセミナー等により、若年者等の本県への還流につなげ、県内産業の人材確保・定着を図る。</p>				
事業実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ふるさと福島就職情報センター 東京都と福島市に就職相談窓口を設置し、県内企業の紹介や就職相談などを実施した。（県内企業就職148人）</li> <li>2 若者向け就職情報発信事業 18社の県内企業情報を発信した。</li> <li>3 新規高卒者の県内就職促進事業 ○若手社員を高校等へ派遣し、講話や意見交換等を実施した。（110回） ○高校生の保護者を対象に、県内企業や、子供が地元に残って働くことの魅力等に関するセミナーを開催した。（3回、のべ108人参加）</li> </ol>				

#### ◆課題と行動計画〈その3〉

○現状と課題	○独身の男女が出会う機会が減少。「異性と出会う機会そのものがない」や「理想の相手にまだめぐり合えない」が独身でいる理由の上位となっている。
○施策の方向	○独身男女の出会いの機会の創出や若者の結婚支援などの取組を推進。
○行動計画	③独身男女の交流等への支援

#### ◆主な関連事業

施策 行動計画	I-1-① I-1-③ II-2-②	事業名	結婚・子育て応援事業	R6 実績	181,956千円
事業概要	<p>県民が安心して家庭を持ち、子どもを産み、育てやすい社会を実現し、次世代を担う子どもたちが夢と希望と福島に対する誇りを持って健やかに成長していく環境をつくるため、ふくしま結婚・子育て応援センターを運営し、ネットワークを構築するとともに、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた各種事業を実施する。</p>				
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世話やき人登録 98人、成婚数22組（R7.3.31現在）</li> <li>○ふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」登録者数 1,354人、成婚数6組（R7.3.31現在）</li> <li>○ふくしま結婚サポーター企業登録数 446社（R7.3.31現在）</li> <li>○育パパセミナー 6回開催 参加者92家族198人</li> <li>○市町村企画事業50市町村 交付決定（うち40市町村へ交付 補助額143,587千円）</li> <li>○民間企業と連携した結婚支援の参加人数 416人</li> </ul>				

## 2 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療対策

### ◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○分娩取扱施設の減少や小児科医及び産科・産婦人科医の不足に伴い、医療体制の強化が必要。
○ 施策の方向	○小児・周産期医療に必要な施設・設備整備や運営を支援するとともに、小児科医及び産科・産婦人科医の確保、育成に努める。
○ 行動計画	①安心して妊娠・出産・子育てできる保健・医療体制の整備 ②不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援

### ◆主な関連事業

施策行動計画	I-2-①	事業名	地域医療介護総合確保事業 (医療従事者の確保・養成) (産科医等確保支援事業)	R6 実績	20,670千円
事業概要	産科医の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当を支給する分娩取扱医療機関を支援する。				
事業実績	県内の分娩取扱医療機関に対して、産科医等の分娩手当に対する補助を行った。 【補助件数】21施設(病院12、診療所9)				
施策行動計画	I-2-①	事業名	ふくしま子ども・女性医療支援センター運営事業	R6 実績	112,830千円
事業概要	質の高い周産期医療を担う医師等を養成するとともに、県民が安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するため、福島県立医科大学に設置している「ふくしま子ども・女性医療支援センター」の運営に要する経費を支援する。				
事業実績	周産期医療を担う人材を育成し、県内に定着させるため、ふくしま子ども・女性医療支援センターにて下記の事業を行った。 1 医師招へい活動 産婦人科医(常勤)1名(R6.4.1~)雇用 2 医大附属病院での高度・専門医療の指導及び実践 産婦人科、小児科、小児外科で随時実施 3 県内拠点病院への医療支援 各教員による県内医療機関への医療支援(5名 444回) 4 スキルアップのための講習会・研修等の実施 各地域ごとに開催 5 学内における教育・研究支援 ハンズオントレーニング、講義等を定期的に行う 6 広報・啓発活動の実施 福島民報へのコラム連載、小児科・産婦人科専攻医向けパンフレット作成等				
施策行動計画	I-2-②	事業名	【新】妊婦にやさしい遠方出産支援事業	R6 実績	204千円
事業概要	遠方で出産する必要のある妊婦等に対し、分娩取扱施設までの交通費及び待機のための宿泊費を支援する。				
事業実績	遠方で出産する必要がある妊婦に対して、分娩取扱施設までの交通費助成を実施した市町村に対して補助した。 【実施市町村数】18市町村 【助成件数】86件				
施策行動計画	I-2-②	事業名	不妊症・不育症支援ネットワーク事業	R6 実績	90,442千円
事業概要	不妊治療に対する需要の増加に対応するため、福島県立医科大学における不妊治療体制の充実や関係機関のネットワークを構築するとともに、不妊や不育で悩む方々の相談に対応できる体制を強化し、妊娠・出産の希望をかなえる支援体制づくりを推進する。				
事業実績	福島県立医科大学が設置する「生殖医療センター」内に「不妊専門相談センター」を設置し、専門医が不妊や不育症で悩む夫婦等の相談に対応した。 【相談件数】43件 【情報交換会】1回：参加者8名 【研修会】1回：参加者145名 【講習会】1回：参加者3名 【相談会】4回：参加者22名 【生殖医療センター事業受診者数】15,132名				

◆課題と行動計画〈その2〉

○ 現状と課題	○妊娠から出産・産後における様々な母子保健対策について、得られた情報を関係機関間で共有することが十分にできず、有効な支援に結びついていない。
○ 施策の方向	○妊娠から出産・子育てにかけて様々な母子保健対策を推進するとともに、医療機関や学校等との連携強化、子育て世代包括支援センター機能の充実などを図り、切れ目ないサポート体制を推進。 ○妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識の周知啓発。
○ 行動計画	③妊娠期からの継続的な支援体制の強化 ④妊娠・出産・子育てに係る正しい知識の普及啓発

◆主な関連事業

施策 行動計画	I-2-③	事業名	地域の子育て支援事業 (乳児家庭全戸訪問事業) (養育支援訪問事業)	R6 実績	14,340千円
事業概要	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握等を行う。また、把握した特に支援を必要とする家庭等に対して、養育に関する相談・助言等の支援を行う。				
事業実績	市町村実施事業に対して補助した。 1 乳児家庭全戸訪問事業：47市町村 2 養育支援訪問事業：24市町村				
施策 行動計画	I-2-③	事業名	市町村妊娠出産包括支援推進事業	R6 実績	192,100千円
事業概要	市町村が子育て世代包括支援センターを設置して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う体制を整備できるよう、連絡調整会議、研修及び伴走型相談支援事業等への補助を実施する。				
事業実績	○市町村、医療機関、助産師会等母子保健関係機関との連携を強化するために、連絡調整会議を各保健福祉事務所で10回実施。 ○市町村保健師等を対象とした妊産婦支援に関する研修会を各保健福祉事務所で7回実施。 ○市町村の実施する出産・子育て応援交付金事業に対して費用の一部を補助した。				
施策 行動計画	I-2-③	事業名	妊産婦等支援事業 (妊婦連絡票等活用事業)	R6 実績	153千円
事業概要	「妊婦連絡票」等を活用し、市町村と産婦人科医療機関等と協力して、妊産婦等の切れ目のない支援体制を整備していく。				
事業実績	「妊婦連絡票」等の様式を産科医療機関へ配布し、活動状況を調査した。				
施策 行動計画	I-2-④	事業名	妊産婦等支援事業 (妊婦連絡票等活用事業を除く)	R6 実績	229千円
事業概要	各保健福祉事務所に専用電話を設置し、女性特有の健康等に関する相談への対応、産科医療機関と連携し、支援が必要な妊産婦の早期把握などを行う。				
事業実績	地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための事業を実施した。 1 女性のミカタ健康サポートコール事業 専用電話相談件数：244件				

## 【基本方針 I に係る指標一覧 ①】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定 時の値)	実績値 (令和6年度) ※令和6年度 実績が出ていない 指標は、左欄に 実績年度を記載		年度 目標値	達成 状況
<b>I 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現</b>						
<b>1 家庭を築き子どもを生み育てる環境づくり</b>						
1 県立高校生の就職決定率(県立高等学校全日制・定時制)	H30	99.7 %		99.9 %	100 %	B
2 婚姻数	H30	7,685 件		5,494 件	8,000 件	D
3 合計特殊出生率 ※目標値は県民の希望出生率に基づく	H30	1.53		1.15	1.61	D
4 50歳時未婚割合(男性)	H27	24.69 %	R2	28.33 %		
5 50歳時未婚割合(女性)	H27	11.63 %	R2	15.25 %		
6 平均初婚年齢(夫)	R2	30.3 歳		30.7 歳		
7 平均初婚年齢(妻)	R2	28.8 歳		29.4 歳		
8 有配偶出生率	H27	82.1 ‰	R2	72.1 ‰		

### <指標の評価>

令和5年度目標値に対する実績値に応じて、達成状況を A～D で評価している。

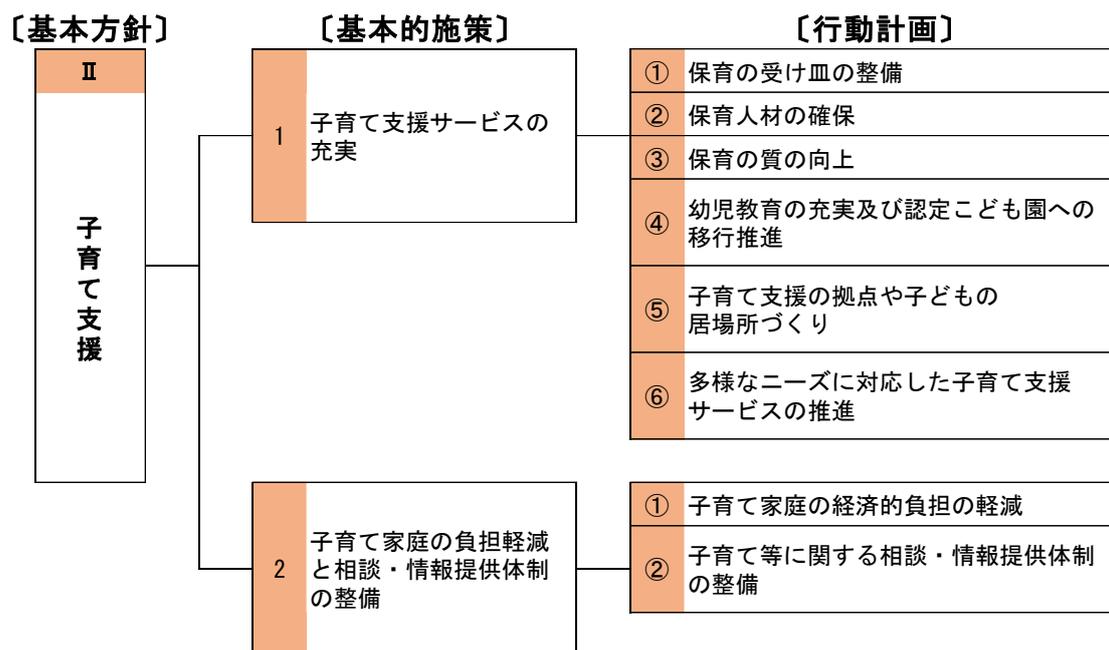
- 【A】 実績値が年度目標値以上
- 【B】 実績値が年度目標値の5割以上となり、目標値に向けて向上した
- 【C】 実績値が年度目標値の5割未満であるが、目標値に向けて向上した
- 【D】 実績値が基準値(計画策定時の値)と同じ又は下回った

現状の把握・分析等に用いるため数値目標を設定していない場合は「－」としている。  
また、実績値が令和6年度以外の指標については、実績年度に対応する目標値を記載している。

## 【基本方針 I に係る指標一覧 ②】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定 時の値)	実績値 (令和6年度) ※令和6年度 実績が出ていない 指標は、左欄に 実績年度を記載		年度 目標値	達成 状況
<b>I 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現</b>						
<b>2 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療対策</b>						
9 出生数	H30	12,495 人		8,216 人	増加を目指す	D
10 周産期死亡率	H30	3.9 ‰	R4~ R6 平均	3.6 ‰	3.6 以下	A
11 分娩取扱医師数 (人口10万対)	H30	39.4 人	R4	42.4 人	48.8人 ※指標修正により、 目標値と実績値の 算定が異なる。	C
12 小児科医師数(人口10万対)	H30	102.3 人	R4	113.3 人	120.1 人	B
13 乳児死亡率(出生数千人対)	H30	2.2	R5	2.2	減少を目指す	D
14 麻しん・風しん予防接種率 (第1期)	R1	95.7 ‰	R5	93.4 ‰	98.0 ‰	D
15 麻しん・風しん予防接種率 (第2期)	R1	94.8 ‰	R5	93.0 ‰	98.0 ‰	D
16 産後うつ傾向の割合	H30	11.5 ‰	R5	11.0 ‰	低下を目指す	A
17 出産後1か月時の母乳育児の 割合(混合栄養を含む)	H30	90.3 ‰	R5	85.6 ‰	上昇を目指す	D
18 1歳6か月児健康診査の受診率	H29	98.1 ‰	R5	97.3 ‰	99.7 ‰	D
19 3歳児健康診査の受診率	H29	97.5 ‰	R5	96.8 ‰	99.6 ‰	D
20 養育支援訪問事業実施 市町村率	H30	86.4 ‰		93.2 ‰	100.0 ‰	B
21 3歳児のむし歯のない者の割合	H29	79.1 ‰	R5	88.2 ‰	90.0 ‰	B

## 〈基本方針Ⅱ〉子育て支援



### 【基本方針の概要】

- 増加する保育ニーズに対応するため、施設整備等により入所定員数を拡充し待機児童の解消を図るとともに、質の高い幼児教育・保育サービスを提供するため、人材確保及び人材育成を推進します。
- 多様なニーズに応えるため、保護者の状況等に合わせた地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等の子どもの居場所づくりなど、子育て施策の一層の充実を図ります。
- 医療費、保育料、教育費等について、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子育てや学校生活に関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制を整備・運営します。

# 1 子育て支援サービスの充実

◆課題と行動計画〈その1〉					
○現状と課題	○未就学児童数が減少している一方、核家族化の進行や共働き家庭の増加により、保育ニーズは高い状況にある。 ○保育所等の施設整備が進み、待機児童は減少傾向にあるが、いまだ解消には至っていない。				
○施策の方向	○増加する保育ニーズに対応するため、保育所や教育・保育を一体的に行う認定こども園の施設整備を促進するなど、入所定員数を拡充し待機児童の解消を図る。				
○行動計画	①保育の受け皿の整備				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅱ-1-① Ⅱ-1-④	事業名	教育・保育施設整備事業 (安心こども基金)	R6 実績	369,533千円
事業概要	幼児期の教育・保育環境を整備するため、保育所等の整備を行う市町村に対して支援する。				
事業実績	3市町3施設の保育所、認定こども園の整備に対して補助を行った。				

◆課題と行動計画〈その2〉					
○現状と課題	○保育の受け皿整備が進む一方で、保育士不足により所定の定員まで児童を受け入れられない施設も見られる。 ○量の確保に加えて、認可外保育施設を含め保育の質の向上に努める必要がある。				
○施策の方向	○質の高い幼児教育・保育サービスを提供するため、人材確保及び人材育成を推進し、また、適切に指導監査を実施する。				
○行動計画	②保育人材の確保 ③保育の質の向上 ④幼児教育の充実及び認定こども園への移行推進				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅱ-1-②	事業名	保育人材総合対策事業	R6 実績	9,448千円
事業概要	県内の保育施設等における保育士の安定的な確保・定着を図るため、指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関と連携し、保育人材の総合的な対策を行う。				
事業実績	1 保育人材対策連絡会 1回開催 2 保育実習指導者研修事業 【委託先】福島県保育協議会 5回開催(オンライン)：参加者164名 3 保育士就職説明会 【委託先】福島県社会福祉協議会 2回開催：参加者73名 4 保育士宿舍借り上げ支援事業 【補助先】3市村 5 県外保育士移住促進事業 【委託先】福島県社会福祉協議会 県外在住の保育士に対し、就職活動助成金や移住支援金を支給した。就職活動4名、移住13名。 6 福島県保育施設等経営者向けセミナー 【委託先】福島県社会福祉協議会 2回開催：参加者185名				

施策 行動計画	Ⅱ-1-②	事業名	保育人材確保対策事業	R6 実績	9,599千円
事業概要	潜在保育士の再就職支援や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置し、保育人材の確保を図る。				
事業実績	福島県保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士等及び保育所等に対して相談及び就労支援を行った。また、就労支援説明会を開催し、人材確保に努めた。 【就労支援説明会】6回開催：参加者294名 【保育士求職者及び求人者マッチング成功件数】78件				
施策 行動計画	Ⅱ-1-③	事業名	保育の質の向上支援事業	R6 実績	42,421千円
事業概要	保育所、認定こども園、地域型保育事業、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業に従事する職員の資質向上、人材確保及び業務効率化並びに幼児教育・保育の質の向上を図るため、各種研修等を実施する。				
事業実績	保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業に従事する職員の資質向上及び人材確保のため、子育て支援員研修（修了者776名）、放課後児童支援員認定資格研修（受講者312名）、放課後児童支援員等資質向上研修（受講者416名）、保育士等キャリアアップ研修（修了者2,826名）を実施した。				
施策 行動計画	Ⅱ-1-③	事業名	【新】えがお輝くふくしまの保育支援事業	R6 実績	21,577千円
事業概要	子どもたちを取り巻く「ヒト」（保育士）、「モノ」（遊具等の整備）、「コト」（遊びや活動）の改善を一体的に図り、県全体の保育の質を向上させる。				
事業実績	○魅力あふれる保育環境づくり支援事業内9施設の保育施設に補助を行った。事例発表会に112名、ワークショップ136名に参加いただいた。 ○保育所等心理カウンセラー派遣事業により、29施設に心理士等を派遣し保育士に助言を行った。また、セミナーを3回開催し63名が参加した。 ○保育士支援アドバイザーによる巡回相談支援により、保育所等（37施設）に訪問し、158人（延べ270人）にアドバイスをを行った。 ○働きやすい保育の職場づくりのための情報・意見交換会を1回実施し、県内各方部から39人が参加した。				
施策 行動計画	Ⅱ-1-④	事業名	ふくしま幼児教育研修センター事業	R6 実績	5,367千円
事業概要	幼稚園教育要領等の改訂により、幼稚園、保育所、認定こども園全てにおいて、幼児教育段階での資質・能力の育成が求められている。しかし、県内の幼児教育施設における教育・保育の実施状況に差があることから、「ふくしま幼児教育研修センター」を設置し、幼児教育の質の向上を図るとともに、小学校教育との円滑な接続の充実を図る。				
事業実績	モデル地区3市において県内保育者等に向けた公開保育を計6回開催し、参加者数は433名であった。 令和6年10月に福島県幼児教育振興指針を策定し、県内全ての幼児教育施設と小学校、全市町村に配布した。				

◆課題と行動計画〈その3〉					
○現状と課題	○共働き世帯の増加など社会環境の変化により、子どもの居場所について、保護者のニーズが高まっている。				
○施策の方向	○多様なニーズに応えるため、保護者の働く時間や個人の都合、対象の児童の状況等に合わせた地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等の子どもの居場所づくりなど様々な子育て施策の一層の充実を図る。 ○子ども子育て支援施策が地域の実情に応じて引き続き着実に進められるように市町村を支援する。				
○行動計画	⑤子育て支援の拠点や子どもの居場所づくり ⑥多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進				
◆主な関連事業					
施策行動計画	Ⅱ-1-⑤ Ⅱ-1-⑥	事業名	地域の子育て支援事業	R6実績	3,161,318千円
事業概要	市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する市町村事業を支援するために交付金を交付する。				
事業実績	交付金を55市町村に対して補助した。				
施策行動計画	Ⅱ-1-⑤	事業名	放課後児童クラブ施設整備事業	R6実績	38,265千円
事業概要	市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブの整備を促進することにより、児童受入環境の整備推進を図る。				
事業実績	5市町7クラブに対して補助を行った。				
施策行動計画	Ⅱ-1-⑥	事業名	病児保育促進事業	R6実績	2,480千円
事業概要	県内の病児保育事業の実施促進を図るため、病児保育施設の広域利用及び施設整備を行う市町村を支援する。				
事業実績	病児保育の広域利用を実施している施設や市町村を訪問し、現状や課題を把握した。 また、施設を新設する2市町2施設に対して、整備に係る経費を補助した。				
施策行動計画	Ⅱ-1-⑥	事業名	家庭訪問型子ども支援事業	R6実績	491千円
事業概要	家庭訪問型の子育て支援を実施する団体の設立支援に向けた支援を行うため、ホームスタートに携わる支援者を育成する。また、子どもやその家族、子育て支援者等を対象に講演会を開催し、ホームスタート事業の周知をはかる。				
事業実績	ホームスタート事業の中核となるオーガナイザーの育成研修と、ホームスタート活動に関する交流会を、福島県ホームスタート協議会に委託して実施した。 【研修会】1回開催：受講者7名（6市から） 【交流会】1回開催				

## 2 子育て家庭の負担軽減と相談・情報提供体制の整備

### ◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○ 県民意識調査において「医療費助成、保育料軽減等の子育て世帯への経済的支援」を行政に期待する回答が最も多い（令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施）。
○ 施策の方向	○ 幼児教育・保育の無償化に加え、医療費、教育費等について、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。
○ 行動計画	① 子育て家庭の経済的負担の軽減

### ◆主な関連事業

施策 行動計画	Ⅱ-2-①	事業名	子どもの医療費助成事業	R6 実績	3,911,731千円
事業概要	県内で安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が行う子ども医療費助成事業に対して補助金を交付する。				
事業実績	県内で安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が行う子ども医療費助成事業に対して補助を行った。 【補助先】59市町村				
施策 行動計画	Ⅱ-2-①	事業名	児童手当県負担金	R6 実績	3,592,929千円
事業概要	0歳から中学校修了（令和6年10月より高校生年代修了）までの児童（県負担金対象児童）を養育している者へ児童手当を支給することにより、児童の健やかな育ちを支援する。				
事業実績	0歳から高校生年代修了までの児童（県負担金対象児童）を養育している者へ児童手当を支給することにより、児童の健やかな育ちを支援した。 【交付先】59市町村				
施策 行動計画	Ⅱ-2-①	事業名	子どものための教育・保育給付事業	R6 実績	8,069,662千円
事業概要	市町村が提供する教育・保育の実施について運営費や体制整備への支援を行う。				
事業実績	特定教育・保育施設及び地域型保育事業への給付費等の支給に要する費用を負担した。				
施策 行動計画	Ⅱ-2-①	事業名	子育てのための施設等利用給付事業	R6 実績	568,339千円
事業概要	令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化により、幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を負担し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。				
事業実績	新制度未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等への給付費等の支給に要する費用を負担した。				

施策 行動計画	Ⅱ-2-①	事業名	ふくしま保育料支援事業	R6 実績	88,865千円
事業概要	保育所等に入所する第3子以降の3歳未満児にかかる保育料について、市町村が減免する額の一部を支援する。				
事業実績	保育所等及び認可外保育施設を利用する多子世帯の保育料負担を減免する事業の一部を補助した。 【補助先】41市町村：1,344人				
施策 行動計画	Ⅱ-2-①	事業名	こどもの夢を応援する事業（未来に進もう！こどもの夢応援事業）	R6 実績	25,753千円
事業概要	児童養護施設等を退所する児童に対して支援給付金を給付することで、大学等への進学を支援することにより、将来の経済的自立や本県の復興を担う人材育成に寄与する。				
事業実績	児童養護施設退所児童等のうち大学等へ進学した者を対象に、生活給付金を23名に、入学支度金を12名に、臨時給付金を6名に給付した。				

#### ◆課題と行動計画〈その2〉

○ 現状と課題	○核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化等に伴い、育児不安が増大するとともに、児童虐待、いじめ、不登校等の問題が顕在化している。
○ 施策の方向	○子育てや学校生活に関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制づくりを進めるとともに、子育てに関する正しい知識等について、幅広くきめ細かな情報提供ができる体制づくりを進める。
○ 行動計画	②子育て等に関する相談・情報提供体制の整備

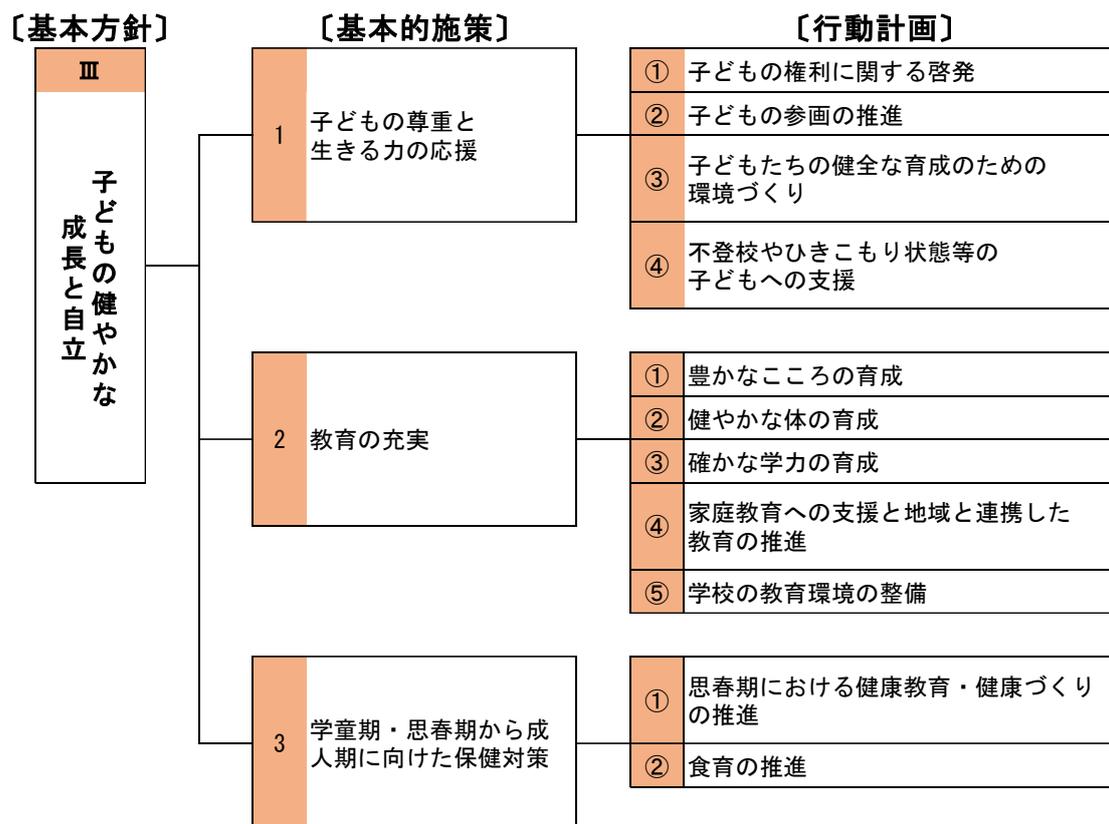
#### ◆主な関連事業

施策 行動計画	Ⅱ-2-②	事業名	家庭児童相談室事業経費	R6 実績	8,159千円
事業概要	児童相談所の各相談室に家庭相談員（3名）を配置し、児童の養育などの問題について相談指導を行い、児童福祉の向上を図る。				
事業実績	児童の養育等に関する相談指導を行い、児童の福祉の向上を図った。				
施策 行動計画	Ⅱ-2-②	事業名	児童相談所費行政経費 （児童相談所全国共通ダイヤル 相談受付業務委託）	R6 実績	13,088千円
事業概要	児童相談所虐待対応ダイヤルによる夜間・休日の電話相談や、児童虐待に関する通告の対応を外部機関に委託することにより、より適切な初期対応を図る。				
事業実績	夜間・休日の児童虐待通告や子育て相談等に即時に対応し、虐待の予防、早期発見及び早期対応を図った。 【相談受付件数】2,407件				
施策 行動計画	Ⅱ-2-②	事業名	児童相談所相談体制強化事業 （親子のための相談LINE業務 委託）	R6 実績	20,790千円
事業概要	援助を必要としている子どもや家庭に対して、子育てへの不安解消を図り、児童虐待の予防や早期発見につなげるため、SNSによる相談を外部機関に委託して実施する。				
事業実績	LINEによるSNS相談窓口を開設し、対応業務の一部を外部機関に委託した（令和5年2月1日運用開始）。				

## 【基本方針Ⅱに係る指標一覧】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定 時の値)	実績値 (令和6年度) ※令和6年度 実績が出ていない 指標は、左欄に 実績年度を記載		年度 目標値	達成 状況
<b>Ⅱ 子育て支援</b>						
<b>1 子育て支援サービスの充実</b>						
22	保育所入所希望者に対する待機児童数の割合	R1	0.8 %	0.05 %	0.0 %	B
23	保育士等が配置基準に満たない施設における不足する保育士等の数	H30	30 人	99 人	0 人	D
24	地域子育て支援拠点施設数	H30	121 ヶ所	133 ヶ所	126 ヶ所	A
25	放課後児童クラブの申込児童に対する待機児童数の割合	R1	2.2 %	1.9 %	0.0 %	C
26	延長保育実施施設数	H30	343 ヶ所	410 ヶ所	408 ヶ所	A
27	病児保育実施施設数	H30	28 ヶ所	47 ヶ所	33 ヶ所	A
<b>2 子育て家庭の負担軽減と相談・情報提供体制の整備</b>						
※指標なし						

## 〈基本方針Ⅲ〉子どもの健やかな成長と自立



### 【基本方針の概要】

- 子どもを一個人であることを十分に認識することが重要であり、子どもたち自らが意見を表明できるような機会や、子どもの意識・立場に立った視点の強化を推進するとともに、子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを進めます。
- 家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が子育てや教育についての第一義的責任を有することを踏まえて、家庭や地域における教育を推進するとともに、東日本大震災等を踏まえた道徳教育、防災教育、理数教育、自然体験教育、放射線教育など、ふくしまならではの教育を実施して、震災後の福島県にあって「生き抜く力」を育みます。
- 性教育、薬物乱用の防止とともに、肥満や痩身等に関する様々な健康教育の充実や、家庭・学校・地域が一体となった食育を推進します。

# 1 子どもの尊重と生きる力の応援

◆課題と行動計画〈その1〉	
○現状と課題	○児童への虐待や学校でのいじめなどは、子どもの権利を著しく侵害し、その身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
○施策の方向	○子どもの権利に関する啓発を広く行うとともに、子どもの権利に関する教育の充実を図る。
○行動計画	①子どもの権利に関する啓発

◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅱ-2-② Ⅲ-1-①	事業名	児童福祉月間の啓発普及	R6 実績	0千円
事業概要	児童福祉の理念の普及・啓発を図るため、5月1日から5月31日までを「児童福祉月間」と定め、普及・啓発物として児童福祉月間ポスターの配布を実施する。				
事業実績	県内保育園や小学校および市町村等に対しポスター1,800枚を配布した。				
施策 行動計画	Ⅲ-1-①	事業名	ピュアハートサポートプロジェクト (人権教育開発事業)		145千円
事業概要	県教育委員会が、人権教育に関し実践的な研究を行う市町村教育委員会に対し人権教育総合推進地域事業として委託し、当該市町村教育委員会は、人権意識を培うための学校教育の在り方について実践的な研究を行う。				
事業実績	推進地域における学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の取組を11月に公開で行い、学校関係者、学識経験者、保護者、地域住民等89名が参加し、授業を基に協議を行った。 県人権教育推進協議会を11月に開催し、指導主事や学校関係者、学識経験者など13名が参加し、各地区の取組を共有するとともに、本県の人権教育を推進するために必要な協議を行った。				

◆課題と行動計画〈その2〉	
○現状と課題	○「児童の権利に関する条約」において、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもが生きる権利、自由に意見を表明する権利を有すること等が定められている。
○施策の方向	○子どもの意識・立場に立った対応を推進するとともに、地域における子どもの積極的な参画を通して、子どもたちの意見の施策への反映やふるさと福島への愛着心の醸成を図る。
○行動計画	②子どもの参画の推進

◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅲ-1-②	事業名	【新】ふくしまのこどもの意見を 社会に届ける事業	R6 実績	2,350千円
事業概要	「こども・若者の地域への定着」をテーマとした探究活動を行い、こどもたちが地域への定着又はUターンを考えるきっかけづくりを行い、将来の地域づくり・復興創生の担い手を確保するとともに、こどもまんなか社会の実現に向けて、こどもたちから意見聴取を行う。				
事業実績	県内の高校生を対象に「わたしたちが暮らし続けたいと思う地域」をテーマとするワークショップを実施した。 【実施回数】4回 【参加者数】合計25名				

◆課題と行動計画〈その3〉	
○現状と課題	○子どもたちの健全な育成のため社会全体が連携して環境を改善する必要がある。
○施策の方向	○子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを推進する。 ○SNSに起因する子ども・若者の被害事犯の増加等を踏まえ、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を身に着けるための情報モラル教育や啓発活動を推進する。
○行動計画	③子どもたちの健全な育成のための環境づくり

◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅲ-1-③	事業名	こどもを守る情報モラル向上支援 事業	R6 実績	3,960千円
事業概要	家庭や学校でのこどものインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を図る支援システム「ふくしま情報モラル診断」を運用する。				
事業実績	令和5年度から「ふくしま情報モラル診断」システムの運用を開始し、県内小中学校、高校、特別支援学校の387校が診断を実施して、情報モラル教育に活用した。				

◆課題と行動計画〈その4〉	
○現状と課題	○いじめの認知件数は近年著しく増加しており、不登校の児童生徒数についても、震災前と比較して増加している。
○施策の方向	○いじめ等の未然防止、早期発見、解決に向けた組織的対応に向け、相談体制の充実等を図る。
○行動計画	④不登校やひきこもり状態等の子どもへの支援

◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅲ-1-④ Ⅲ-2-⑤	事業名	不登校・いじめ等対策推進事業	R6 実績	6,737千円
事業概要	いじめ等の問題行動や不登校等の生徒指導上の諸問題に対応するため、学校と関係機関の連携・協力体制や不登校児童生徒の学習機会を確保する体制などの強化、充実を図る。				
事業実績	県内37校にスペシャルサポートルーム（SSR）を設置し、専任教員の配置により正式な教室として不登児童生徒の心の居場所作りを行った。 県内7つの教育事務所ごとに行われる域別シンポジウム（公立小・中学校より1名参加の悉皆研修）において、SC・SSWの活用、SSRの紹介等を行い、不登校児童への対応にあたった。				
施策 行動計画	Ⅱ-2-② Ⅲ-1-④	事業名	ひきこもり対策推進事業	R5 実績	28,745千円
事業概要	ひきこもり本人やその家族の一次相談窓口として「ひきこもり相談支援センター」を運営する。また、各保健福祉事務所において、ひきこもり家族教室や公開講座を開催する。さらに、地域連携による居場所の掘り起こし、ひきこもりサポーターの養成を目的とした研修会を開催する。				
事業実績	○福島県ひきこもり相談支援センターを運営し、ひきこもり本人とその家族からの相談に対応した。 【委託先】特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワーク 延べ相談件数：904件 相談対象となるひきこもり本人の実人数：214人 ○各保健福祉事務所において、ひきこもり家族教室や公開講座を開催した。 延べ参加人数：324人（34回開催） ○ひきこもりサポーター養成研修を3回開催した。 研修受講者：93名 サポーター登録者：30名				

## 2 教育の充実

### ◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	○少子高齢化、高度情報化、国際化、環境問題の深刻化など急激に変化する現代社会においては、個人は自立して他と協調しながらその生涯を切り拓いていくとともに、社会の形成者として積極的な役割を果たしていくことがより一層求められる。 ○震災や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する生活環境や生活様式の変化、運動不足などにより、子どもたちの肥満傾向がまだ改善されていない。
○ 施策の方向	○子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな生活を送るため、「確かな学力」「豊かなこころ」「健やかな体」をバランスよく育て、震災後の福島県にあって「生き抜く力」を育むとともに、ふくしまの発展を支える社会の一員として必要な資質を養っていく。
○ 行動計画	①豊かなこころの育成 ②健やかな体の育成 ③確かな学力の育成 ⑤学校の教育環境の整備

### ◆主な関連事業

施策 行動計画	Ⅲ-2-①	事業名	ピュアハートサポートプロジェクト (道徳教育総合支援事業)	R6 実績	4,976千円
事業概要	学習指導要領の趣旨を生かした道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため、学校・地域の実情に応じて主体的に行う道徳教育に関する多様な取組みに支援を行う。				
事業実績	震災を経験した本県だからこそその視点と学習指導要領の趣旨に基づくという2つの視点で、研修会や協議会の充実を図った(7地区で地区別推進協議会を開催)。教職員、保護者、地域住民を対象にしたリーフレットを定期的に発行した。(12月、3月発行)。				
施策 行動計画	Ⅲ-1-② Ⅲ-2-②	事業名	チャレンジ!子どもがふみだす 体験活動応援事業	R6 実績	114,104千円
事業概要	東日本大震災の経験を踏まえ、子どもたちが充実した自然体験活動等を行う機会をとおして、心身ともに健康で、豊かな人間性の育成を図るとともに、社会体験活動をとおして、主体的に復興に寄与する新生ふくしまを担うたくましい子どもたちの育成を図る。				
事業実績	1 ふくしまキッズパワーアップ事業 小中学校169件に補助を行い、9,399人が豊かな自然体験活動・震災学習を行った。 2 「ふくしまの未来」へつなぐ体験応援事業 24団体への補助を行い、小・中・高校生が、被災者や避難者との交流、県内外への復興の発信などを行った。				
施策 行動計画	Ⅲ-2-② Ⅵ-1-③	事業名	ふくしまっ子健康マネジメント プラン	R6 実績	6,832千円
事業概要	原子力発電所の事故に起因する屋外での活動制限等により子どもの体力低下や肥満の増加など児童生徒の将来における健康リスクが増加したことから、学校と家庭が連携し、将来にわたり自ら健康課題解決に積極的に取り組めるよう健康マネジメント能力を育成するなど、望ましい運動習慣や食習慣を形成する事業を展開する。				
事業実績	○自分手帳発行・配布 14,162冊 ○健康教育専門家派遣 40件(9人派遣) ○健康マネジメント支援委員会 2回開催 ○小中学生を対象とした「みんなで跳ぼう!なわとびコンテスト」 長なわ:小148校(609チーム) 中29校(163チーム)、短なわ:18,337人				

施策 行動計画	Ⅲ-2-③	事業名	一人一人を伸ばすふくしま学力向上推進事業	R6 実績	59,046千円
事業概要	一人一人の学力を確実に伸ばす観点に立ち、本県児童生徒の学習内容の定着度や学力の伸びを把握するとともに、学習に対する意識や生活の様子などの状況を調べ、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。				
事業実績	<p>県内の小学校4年生から中学校2年生を対象に、令和6年4月24日から5月10日に第5回ふくしま学力調査を実施した。ふくしま学力調査の特長は、一人一人の学力の伸びが見えることであり、昨年度の調査結果と比較して学力の伸びを見ることができた。</p> <p>【参加学校数】  小学校（義務教育学校前期課程及び県立特別支援学校小学部を含む）385校  中学校（義務教育学校後期課程及び県立特別支援学校中学部を含む）211校</p> <p>【参加児童生徒数】  小学校（義務教育学校前期課程及び県立特別支援学校小学部を含む）40,511名  中学校（義務教育学校後期課程及び県立特別支援学校中学部を含む）26,244名</p>				
施策 行動計画	Ⅲ-2-③	事業名	【新】グローバル人材育成事業	R6 実績	20,221千円
事業概要	本県の高校生が、主催者及び県内外の企業等と連携することで、チャレンジ精神、創造性、探究心などの資質・能力を身に付けながら、グローバルな視点で地域課題探究活動を進め、海外でその活動を実践する。そして、世界や地域の課題解決を図るグローバル人材を育成する。また、現地での交流や活動について県内の生徒へ広く発信し、探究活動の一助とする。さらに、「ふくしまの今と未来」について、海外で発信することで「ふくしま」を誇りに思う気持ちを醸成する。				
事業実績	<p>○UCLプログラム派遣事業については、計画通り、県内の高校生の中から県立高校の3名及び引率教員1名を選出し、派遣することができ、現地で、世界トップクラスの講義や英国の高校生との意見交換やワークショップに参加することができ、福島の情報発信も現地の人々にすることができた。また、成果報告については、県教委主催の英語プレゼンテーションコンテストで実施し、多くの生徒へ波及させ、グローバルな視点で課題解決を図る姿勢に繋がられた。</p> <p>○寄附金については、R7年3月末日現在、48社及び個人から1,526万円の寄附金を募った。</p> <p>○「トビタテ！留学JAPAN拠点形成支援事業」においては、県内の経済団体、国際交流協会、福島大学、福島高専等を構成メンバーとした「ふくしまの未来を担うグローバル人材育成事業」地域協議会が採択され、第1期派遣留学生の募集を開始した。</p>				
施策 行動計画	Ⅲ-2-⑤ Ⅳ-4-③	事業名	少人数教育推進事業	R6 実績	3,831,086千円
事業概要	小学1, 2年、中学1年における「30人学級」、小学3～6年、中学2, 3年における「30人程度学級」の編制を可能とし、一人一人の児童生徒に対してのきめ細かな教育の充実を図る。				
事業実績	<p>学力面では、令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果より、小中学校国語が全国平均をやや下回っており、小学校算数及び小学校数学は全国平均を下回る厳しい状況が続いている。児童生徒質問紙においては、授業で学んだことを次の学習や実生活に結びつけて考えたり生かしたりすることができていると回答している児童生徒の割合は全国平均を上回っており、成果が表れている。また、生徒指導面では、問題行動等調査の結果において、全国平均と比較するといじめの認知件数や不登校児童生徒の出現数の割合が少ないなど、少人数教育のよさが生かされている。</p>				

◆課題と行動計画〈その2〉	
○現状と課題	○核家族化の進行やライフスタイルの多様化などに加えて、震災の影響により家庭や地域を取り巻く環境も大きく変化している。 ○子ども・若者が健やかに育つためには、親をはじめ地域の大人が自らの生き方を見つめ直し、子ども・若者を地域で守り育てることは「大人の責任」であることを広く認識し、実際の行動に結び付けてもらうことが大切である。
○施策の方向	○家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が子育てや教育についての第一義的責任を有することを踏まえて、家庭や地域における教育を推進する。 ○青少年育成県民会議等との連携により、教育・心理・福祉等の専門人材から、地域の身近な大人まで、子ども・若者の成長を支える多様な担い手の養成・確保を図る。
○行動計画	④家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進

◆主な関連事業				
施策 行動計画	事業名	地域でつながる家庭教育応援事業 【再掲】	R6 実績	1,097千円
事業概要	本県の家庭教育推進上の大きな課題である「親の学び」を支援するために、連合PTAや企業等と連携し、家庭教育について親自身が学ぶ機会が充実するよう支援する。また、各地域で子育てをする親を支援する家庭教育支援者の養成・育成を目的とした研修会を行う。さらに、行政機関や福祉機関と連携しながら、子育てや家庭教育を応援する「家庭教育支援チーム」の設置を促進する。			
事業実績	1 家庭教育応援プロジェクト (1) 福島県地域家庭教育推進協議会（年2回）7月、2月 (2) 地域家庭教育推進（各地区）ブロック会議（7地区2回）6月～7月、1月～2月 (3) 親子の学び応援講座（11団体、1,553名参加） (4) 家庭教育応援企業推進活動（10企業 累計1,086企業）※各企業に実践事例集配付 (5) 家庭教育応援企業学習会（県内2カ所：相双・いわきで実施） 2 家庭教育応援リーダー育成事業 (1) 家庭教育支援チームスキルアップ研修会（12月 参加者42名） (2) 家庭教育支援者地区別研修（7地区247名参加）			
施策 行動計画	事業名	青少年育成県民会議事業費補助金	R6 実績	10,423千円
事業概要	大人への応援講座やふくしま青少年育成セミナー等の「大人が変われば、子どもも変わる県民運動」や、家庭の日の作品募集や少年の主張福島県大会の開催等の「地域の子どもは、地域で見守り育てる運動」の推進等にかかる費用の補助を行う。			
事業実績	1 「大人が変われば、子どもも変わる県民運動」の推進 (1) 大人への応援講座：25回開催（参加者1,544名） (2) ふくしま青少年育成セミナー：2回開催（6/29、9/21） 2 「地域の子どもは、地域で見守り育てる運動」の推進 (1) 家庭の日作品募集 【応募数】作文：1,210点 絵画：170点 ポスター：28点 (2) 第45回少年の主張福島県大会 【応募数】10,389点（165校） 3 青少年関係機関・団体との連携の強化 (1) 第47回福島県青少年健全育成推進大会 11/22日開催、パルセいいざか (2) 県民会議活動の推進 (3) 市町村県民会議等との連携の強化と広報活動の推進 4 青少年を取り巻く有害環境対策の推進			

### 3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

#### ◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	<p>○震災以降外遊びが制限された影響などで県内の子どもの肥満が増加し、徐々に改善傾向が見られるものの、依然として高い状況。</p> <p>○ライフスタイルの変化等により、朝食の欠食や子どもが一人で食事を摂る孤食など食習慣の乱れが問題となっており、栄養・食生活と肥満との関連について注視していく必要がある。</p> <p>○子どもたちが食育活動に参加する機会の拡大を図るため、農産物の生産、出荷、販売、調理などのさまざまな食に関する体験活動や交流会等を実施することで、地域の特色を活かした食育活動を展開する。</p>
○ 施策の方向	<p>○思春期の若者に対して、性に関する正しい知識の普及や相談体制の整備、飲酒・喫煙・薬物乱用防止対策の推進を図る。また、肥満や無理なダイエット等による痩身等への対策を行い、適正体重の維持が、子ども自身やいずれ親になった場合の次世代の健康へつながるなど、生涯を通じた健康教育の充実を図る。</p> <p>○児童及び保護者に対する望ましい食生活の普及、健康な食習慣の定着、体験型の食育活動の充実、地産地消の推進を図るなど、家庭・学校等・地域が一体となった食育推進体系の整備を推進する。</p>
○ 行動計画	<p>①思春期における健康教育・健康づくりの推進</p> <p>②食育の推進</p>

#### ◆主な関連事業

施策 行動計画	Ⅲ-2-② Ⅲ-3-①	事業名	学校すこやかプラン	R6 実績	322千円
事業概要	児童生徒の現代的健康課題を解決するため、地域の保健関係機関、保護者等との効果的な連携を図り、支援体制の整備充実や健康教育担当教員の資質向上のため研修会を行う。				
事業実績	健康教育推進者研修会を3会場で実施（参加者：343名）。				
施策 行動計画	Ⅲ-3-①	事業名	【新】未来へつながる性と健康の 支援事業	R6 実績	20,984千円
事業概要	若い世代が将来のライフプランを考え、日々の健康や生活と向き合うことであるプレコンセプションケアを推進することで、将来の希望を叶えやすくする。				
事業実績	<p>○性や健康に関する相談ができる「ふくしま性と健康の相談センター」を令和6年6月に開設。相談件数：233件</p> <p>○フォーラムをとおして、プレコンセプションケアの普及啓発を行った。 令和6年8月4日（日） 約200名が参加</p> <p>○プレコン健診実施のために、検討会を3回実施。プレコン健診は、19組から申込みあり。</p>				
施策 行動計画	Ⅲ-3-②	事業名	元気なふくしまっ子食環境整備事業	R6 実績	2,199千円
事業概要	原子力発電所の事故に起因する屋外での活動制限等から子どもの体力低下や肥満の増加など新たな健康課題が生じたため、これらの課題を解決するため、学校・家庭・地域が一体となった体力向上や食育等による健康増進に向けた事業を総合的に展開する。				
事業実績	<p>○食育指導者研修会：1回開催</p> <p>○食環境を考える会：3地域で実施（各1回）</p> <p>○朝食について見直そう週間運動：6月・11月のみ実施。朝食摂取率：95.7%（11月）</p>				

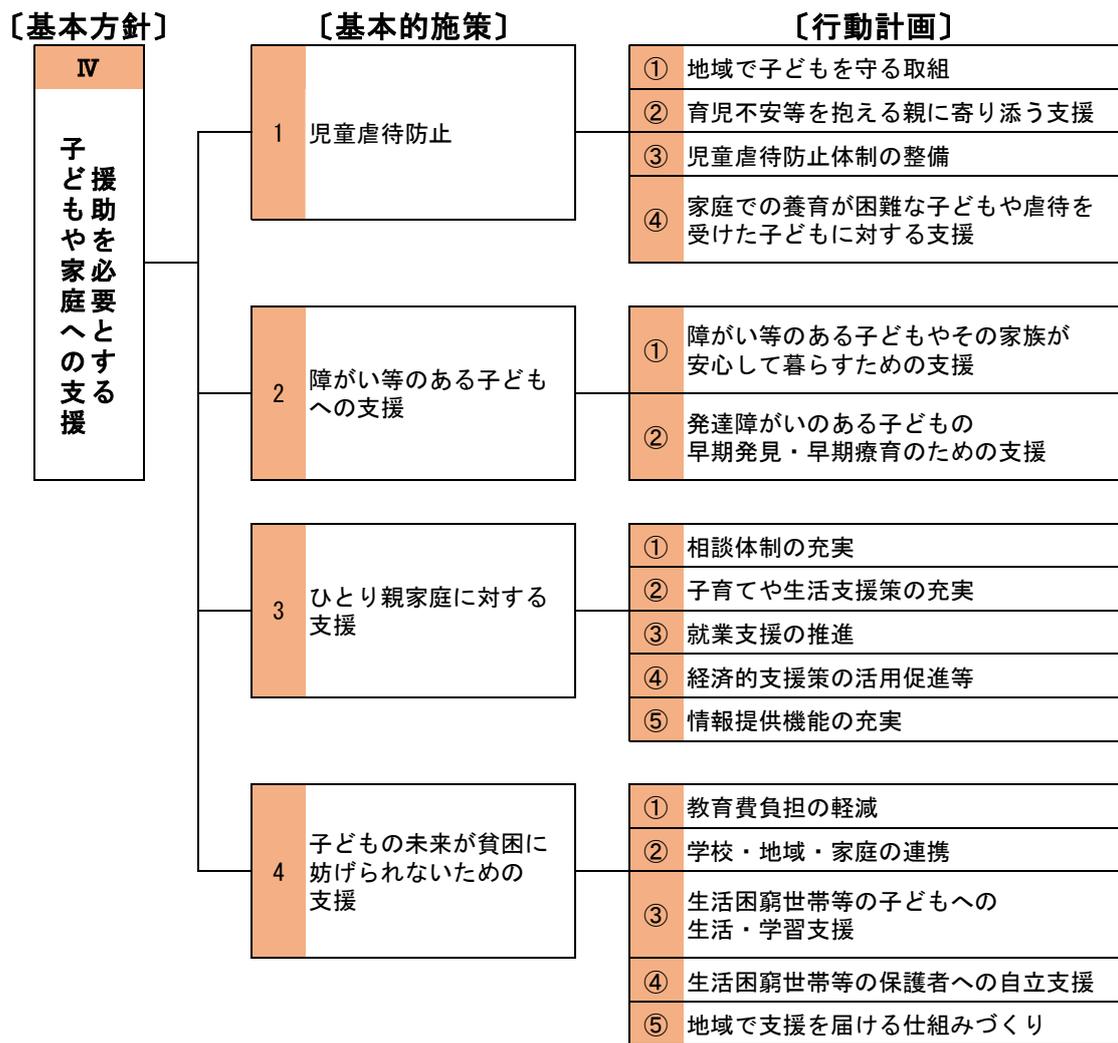
## 【基本方針Ⅲに係る指標一覧 ①】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定 時の値)	実績値 (令和6年度) ※令和6年度 実績が出ていない 指標は、左欄に 実績年度を記載		年度 目標値	達成 状況
<b>Ⅲ 子どもの健やかな成長と自立</b>						
<b>1 子どもの尊重と生きる力の応援</b>						
28	ひきこもり相談支援センターでの相談件数	R2	1,152 件		904 件	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)
<b>2 教育の充実</b>						
29	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(小学校国語)	R3	83.5 %		61.6 %	100 % D
30	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(小学校算数)	R3	73.5 %		67.5 %	100 % D
31	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(中学校国語)	R3	76.3 %		61.3 %	100 % D
32	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(中学校数学)	R3	70.8 %		71.1 %	100 % C
33	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【小5男】	R1	98.9		99.0	99.3 以上 C
34	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【小5女】	R1	101.1		101.0	101.4 以上 D
35	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【中2男】	R1	99.3		100.7	99.5 以上 A
36	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【中2女】	R1	100.1		101.0	100.1 以上 A
37	不登校の児童生徒数 ※1,000人当たりの出現率	H30	15.1 人	R5	33.6 人	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)
38	暴力行為の1,000人当たりの発生件数(国公立の小・中・高等学校)	H30	3.0 件	R5	10.3 件	減少を目指す D

## 【基本方針Ⅲに係る指標一覧 ②】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定 時の値)	実績値 (令和6年度) ※令和6年度 実績が出ていない 指標は、左欄に 実績年度を記載		年度 目標値	達成 状況	
<b>Ⅲ 子どもの健やかな成長と自立</b>							
<b>3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策</b>							
39	「性に関する指導」の手引き活用率(公立幼・小・中・高・特別支援学校)	R1	86.6 %		92.2 %	100.0 %	C
40	10代の人工妊娠中絶実施率	H30	4.3 ‰	R5	2.9 ‰	低下を目指す	A
41	10代の自殺死亡率(人口十万対)	H30	7.7	R5	8.7	6.5 以下	D
42	小学校児童の栄養不良や肥満、やせ傾向(栄養状態)の割合(公私立小学校)	R1	3.5 %		5.3 %	低下を目指す	D
43	食育推進計画を作成している市町村の割合	R2	91.5 %		94.9 %	100.0 %	C
44	朝食を食べる児童生徒の割合(小・中・高・特別支援学校)	H30	96.6 %		95.7 %	97.7 %	D

## 〈基本方針Ⅳ〉援助を必要とする子どもや家庭への支援



**【基本方針の概要】**

- 近年相談件数が増加傾向にある児童虐待に対応するための体制を強化するとともに、家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもへの支援の充実を図っていきます。
- 障がいのある子どもが地域で安心して暮らすための支援体制の充実を図っていきます。
- ひとり親家庭等自立支援計画を本計画に統合し、就労支援や経済的支援など総合的に取組を推進していくとともに、経済的な困窮や家族の介護等を担う子ども（ヤングケアラー）などの様々な困難を抱える子どもの未来が妨げられないための支援をします。

# 1 児童虐待防止

◆課題と行動計画〈その1〉					
○現状と課題	○児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることや体罰の禁止などが示されたため、子どもの権利と生命を守るための取組が必要。				
○施策の方向	○地域住民に対し、体罰によらない子育ての必要性や児童虐待防止について普及啓発を行う。				
○行動計画	①地域で子どもを守る取組				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	IV-1-①	事業名	こどもの見守り・自立応援事業 (子どもを守ろう！見守りサポーター養成事業)	R6 実績	3,964千円
事業概要	児童虐待対策について、一般県民に対する普及啓発や子ども本人に権利意識や虐待から身を守る方法を伝えるため、CAP(子どもへの虐待防止プログラム)を実施する。				
事業実績	福島県CAPグループ連絡会に委託し県内の保育園、幼稚園、小中学校等で子どもの虐待防止プログラムを実施した。 【実施回数】83回 【参加者数】1,374名(子ども178名 大人1,196名)				
施策 行動計画	IV-1-①	事業名	虐待から子どもを守る総合対策推進事業 (学校等との連携強化事業)	R6 実績	10,722千円
事業概要	教職員や保育従事者等に対する虐待防止や実際の対応に関する研修を行う。 また、児童相談所一時保護所に学習指導協力員を配置し、学校との連携・協力を図り、一時保護所の学習指導体制を強化する。				
事業実績	4児童相談所の一時保護所に学習指導協力員(計8名)を設置した。 また、学校教職員及び保育従事者向け研修を6回実施した。				

◆課題と行動計画〈その3〉

○現状と課題	○児童虐待の相談件数が高止まりの状況にあり、地域住民や市町村、県及び関係機関が連携し児童虐待防止に取り組むことが求められている。
○施策の方向	○身近な地域における児童虐待防止のための相談体制整備の推進や専門性の向上を図るとともに、専門機関である児童相談所の体制及び対応する関係機関の体制を強化する。
○行動計画	③児童虐待防止体制の整備

◆主な関連事業

施策 行動計画	Ⅱ-2-② Ⅳ-1-③	事業名	こどもの見守り・自立応援事業 (児童家庭支援センター運営事業)	R6 実績	43,610千円
事業概要	専門的な援助を必要としている子どもや家庭が必要な支援を受けることができるよう、心理療法を担当する職員等による専門的な相談を実施する児童家庭支援センターを運営する法人に補助を行う。				
事業実績	県内3か所にある児童家庭支援センターに補助を行い、センターでは子育て相談をはじめ、関係機関と連携し、子どもに関する相談業務や必要な助言などを行い、地域に密着した児童相談支援業務が行われた。				
施策 行動計画	Ⅳ-1-③	事業名	児童相談所相談体制強化事業 (児童相談所相談・連携体制強化事業)	R6 実績	2,006千円
事業概要	児童相談所において、児童虐待ケース等の進行管理、記録作成、警察等との円滑な情報共有をより適切に行うため、共通入力フォーマットによるデータベース化を行う。				
事業実績	児童相談所情報管理システムを導入し、児童虐待ケース等の進行管理、記録の作成、他機関との情報共有を円滑に行った。				
施策 行動計画	Ⅳ-1-③ Ⅳ-1-④	事業名	虐待から子どもを守る総合対策 推進事業(児童虐待ケース対応 強化事業)	R6 実績	1,687千円
事業概要	ケース対応について専門的知見から助言・指導を行う児童虐待対応専門員(弁護士等)を児童相談所に配置するとともに、子どもや保護者へカウンセリングを実施し、相談支援体制の強化を図る。				
事業実績	弁護士18回、法医学医1回のスーパーバイズを実施した。 また、カウンセリング強化事業を16回実施した。				
施策 行動計画	Ⅳ-1-③	事業名	虐待から子どもを守る総合対策 推進事業(市町村虐待対応強化 支援事業)	R6 実績	1,166千円
事業概要	市町村要保護児童対策地域協議会の運営や相談ケース対応について助言・指導を行う専門員を派遣し、市町村の相談支援体制の強化を図る。				
事業実績	市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会を1回実施した。 11市町村に対しての要保護児童対策地域協議会支援専門員の派遣を行った。				

◆課題と行動計画〈その4〉				
○現状と課題	○家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもの支援について、里親による養育や児童養護施設等の小規模化・地域分散化による家庭的な養育を推進するとともに、子どもの家庭復帰や自立後の支援の充実を図る必要がある。			
○施策の方向	○里親委託推進の取組や児童養護施設等への小規模化・地域分散化に向けた支援を行うとともに、子どもの家庭復帰のための支援や自立した後の経済面や生活、就労の支援を行う。			
○行動計画	④家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援			
◆主な関連事業				
施策行動計画	IV-1-④	事業名	里親総合対策事業 (里親訪問支援等事業)	R6実績 13,137千円
事業概要	児童相談所に里親コーディネーターを配置し、関係機関との連携・調整を図ることにより、里親委託を推進する。 また、委託後の養育相談や定期的な訪問指導等により養育支援を行う。			
事業実績	上記の取組の結果、里親等委託率の向上につなげた。 R4：31.6% R5：32.7% R6：34.6% (速報値)			
施策行動計画	IV-1-④	事業名	児童入所施設(県立施設を除く) 措置費	R6実績 2,402,967千円
事業概要	児童福祉法の規定に基づき、児童入所施設への入所措置又は里親への委託措置を行った場合に要する経費を負担する。			
事業実績	児童福祉法に基づき、児童入所施設への入所措置又は里親への委託措置を行った場合に要する経費を負担した。 【対象施設等】児童養護施設：8箇所 ファミリーホーム：6箇所 自立援助ホーム：5箇所 母子生活支援施設：2箇所 里親			
施策行動計画	IV-1-④	事業名	児童養護施設等入所児童自立支援 事業(児童養護施設退所者等自立 支援資金貸付事業)	R6実績 1,227千円
事業概要	児童養護施設を退所した者のうち、就職や大学等へ進学する者に対し、家賃相当額や生活費の貸付け、就職に必要な資格取得費の貸付けを行う社会福祉法人に対して補助する。			
事業実績	児童養護施設等の退所者等に貸付を行う社会福祉法人(福島県社会福祉協議会)に対し、事業費の一部を補助した。 【貸付件数】17件			
施策行動計画	IV-1-④	事業名	こどもの見守り・自立応援事業 (こどもの巣立ち見守り事業 (生活相談))	R6実績 3,071千円
事業概要	児童虐待等により、家庭での養育が困難となり、里親や児童養護施設等で生活する子どもたちが、安心して社会的自立を果たすことができるよう、自立に向けた早期の支援や自立後の相談支援を実施する。			
事業実績	ファミリーホームを運営する特定非営利法人1カ所に委託し、子どもの自立支援のための相談支援や、退所後のアフターケアを行った。			

## 2 障がい等のある子どもへの支援

### ◆課題と行動計画〈その1〉

○現状と課題	○障がいのある子どもに生活能力向上のための訓練等の支援を行う障害児通所支援事業所は年々増加しているが、地域によって整備の状況に差が見られ、事業所における支援サービスの質の確保が課題となっている。 ○医療的ケア児とその保護者・家族が、地域で安心して生活できるよう、関係機関が連携した総合的な支援体制が必要である。
○施策の方向	○障がいのある子どもやその家族が、障がい種別や年齢に応じた適切な支援サービスが受けられるよう、地域における支援体制の確保に努める。 ○医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等各関連分野が協働する支援体制の構築に努める。
○行動計画	①障がい等のある子どもやその家族が安心して暮らすための支援

### ◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-2-①	事業名	総合療育センター施設運営費	R6 実績	308,495千円
事業概要	手足又は体幹の機能が不自由な児童に対し、通所又は入所により治療、訓練、生活指導、教育等を行うとともに、総合的な外来診療を実施する。				
事業実績	心身障がい児の早期発見・早期療育体制を確立して障がいの除去、軽減を図るとともに、社会参加を促進するため、医療看護、理学療法、作業療法、言語療法等を行った。				
施策 行動計画	IV-2-①	事業名	児童措置費 (障がい児通所給付費等)	R6 実績	2,562,675千円
事業概要	事業所が提供する児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所支援に要する費用を負担する。				
事業実績	障がい児通所支援事業所における児童発達支援や放課後デイサービス等の、障がい児通所支援に要する費用を負担した。				
施策 行動計画	IV-2-①	事業名	ふくしまの誰一人取り残さない 教育体制整備事業(夢に向かって テクノチャレンジ事業除く)	R6 実績	31,286千円
事業概要	特別な支援を必要とする子どもたちの乳幼児期から学校卒業後まで、切れ目のない支援と学びを引継ぎ、子どもや保護者を支える体制を構築し、ニーズに応じた相談支援を行う。				
事業実績	○特別支援教育支援アドバイザーの配置(10名) ○事業担当者会議(年4回) ○特別支援学級教育課程研修会(各地区7回) ○特別支援教育推進会議(2回) ○地域支援チーム戦略・連携会議(各地区×3回)				

施策 行動計画	IV-2-①	事業名	医療的ケア児支援事業	R6 実績	10,948千円
事業概要	医療的なケアを必要とする児童及びその家族に対し、相談対応や情報提供、交流の場の提供等を行う「医療的ケア児支援センター」を設置するとともに、地域において児童への支援の総合調整を担うコーディネーターの養成等を行う。				
事業実績	<p>医療的ケア児支援センターにおいて医療的ケア児の保護者や関係機関に対する相談支援、市町村の相談体制整備のための情報提供及び助言、人材育成に係る研修開催等を行ったほか、支援体制整備に取り組む市町村に対し費用を補助した。</p> <p>○医療的ケア児コーディネーター等養成研修：1回開催</p> <p>○医療的ケア児地域支援に係る合同会議：1回開催</p> <p>○市町村補助件数：4市町村</p>				

#### ◆課題と行動計画〈その2〉

○現状と課題	○発達障がい児（者）に対しては、早期に発見し、早期からの療育支援に加え、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行うための関係機関の連携が求められる。
○施策の方向	○発達障がい児（者）に対しては、早期発見・早期支援の考え方に立ち、支援機関の連携を図るとともに、地域の支援者の養成や発達障がいに対応した医療機関の確保等に努める。
○行動計画	②発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援

#### ◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-2-②	事業名	発達障がい者支援体制整備事業	R6 実績	8,081千円
事業概要	発達障がい児（者）のライフステージに応じた支援体制整備のため、早期発見、早期支援体制と市町村の相談支援体制整備の推進を図る。				
事業実績	<p>身近な地域で適切な発達障がい支援が受けられる体制整備のため、各地域に発達障がい地域支援マネージャーを配置するとともに、関係機関との各種会議や市町村、保育所・幼稚園職員、障害児通所支援事業所等の職員、かかりつけ医等の研修会、ペアレント・プログラムを行った。</p> <p>○発達障がい地域支援マネージャー： 浜通り・中通り・会津地域の3地域に配置</p> <p>○発達障がい者支援センター連絡協議会：年1回開催</p> <p>○発達障がい児支援者スキルアップ事業（方部別研修会）：8回開催</p> <p>○発達障がい児支援者スキルアップ事業（支援研修会）：1回実施</p> <p>○かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修：2回実施</p> <p>○ペアレント・プログラム：県内8か所で実施</p>				
施策 行動計画	IV-2-②	事業名	発達障がい者支援センター 運営事業	R6 実績	15,098千円
事業概要	発達障がい児（者）支援の拠点として、発達障がいの診断、専門的な相談支援、発達支援、関係機関の研修・調整、発達障がいの広報啓発等を行う。				
事業実績	<p>発達障がい者支援センターを運営し、発達障がいの診断、専門的な相談支援、発達支援、関係機関の研修・調整、発達障がいの広報啓発等を行った。</p> <p>【相談延べ件数】1,911件</p>				

### 3 ひとり親家庭に対する支援

#### ◆課題と行動計画〈その1〉

○現状と課題	○ひとり親家庭の親は、家計維持と子育てを一人で担っており、社会的に孤立しやすい状況にある。また、しつけが行き届かないなどの悩みや教育・進学に関する不安を抱えている。
○施策の方向	○ひとり親家庭に身近なところで、子育てや仕事をはじめ生活全般に関する情報提供や助言を行う支援体制の充実を図る。
○行動計画	①相談体制の充実

#### ◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-3-① IV-3-③	事業名	ひとり親家庭相談事業	R6 実績	40,677千円
事業概要	各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員等を配置し、ひとり親家庭からの各種相談対応や情報提供を行うことにより、ひとり親家庭の福祉の向上を図る。				
事業実績	母子家庭等からの生活全般に係る相談に対応した。 【母子・父子自立支援員】14名 【相談延べ件数】4,861件				

#### ◆課題と行動計画〈その2〉

○現状と課題	○ひとり親家庭の自立のためには、安定した就業収入の確保が重要となるが、子育ての負担感や就業経験の少なさ等様々な制約から、多くのひとり親が不安定な雇用にならざるを得ない状況になっている。
○施策の方向	○ひとり親家庭の状況を的確に把握し、その状況に応じたきめ細やかな就業支援を目指すとともに、就職に有利な資格取得等職業能力の向上を図る。
○行動計画	②子育てや生活支援策の充実 ③就業支援の推進

#### ◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-3-② IV-4-③	事業名	母子家庭等自立支援総合対策事業 (子どもの生活・学習支援事業)	R6 実績	4,281千円
事業概要	ひとり親家庭の子供が抱える特有の課題に対し、ひとり親家庭の子どもが集まる居場所づくりとして、悩み相談や基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等を行う市町村に対して補助する。				
事業実績	白河市、喜多方市及び伊達市に対し補助をし、学習支援、食事付きの放課後の居場所の提供等を行った。 【実施回数】白河市：40回 喜多方市：297回 伊達市：28回 【参加児童数】白河市：718人 喜多方市：1,829人 伊達市：386人 【参加保護者等数】白河市：183人 喜多方市：664人 伊達市：18人				
施策 行動計画	IV-3-② IV-4-④	事業名	ひとり親就業サポート強化事業	R6 実績	9,106千円
事業概要	ひとり親家庭の課題解決を支援するとともに、就業と子育ての両立を目指すため、保健福祉事務所に就業支援専門員を配置し、相談支援体制の充実を図り、総合的・包括的な支援体制を構築する。				
事業実績	ひとり親家庭の就業支援を行うため、保健福祉事務所の相談窓口就業支援専門員を配置し、相談支援体制の強化を図った。 ○県中・県南・会津保健福祉事務所：各1名配置 【相談支援延べ件数】658件 【相談者実人数】51名 【就職者数】31名				

◆課題と行動計画〈その3〉					
○現状と課題	○離別・死別に関わらずひとり親家庭に至るまでには、親も子も何らかの喪失感を抱えているうえ、ひとり親家庭になってからは生活が大きく変化し、住まいと収入の確保、子どもの養育等様々な困難に直面することになる。				
○施策の方向	○ひとり親家庭の経済的支えである児童扶養手当をはじめ、福祉資金の貸付、ひとり親家庭医療費助成などにより、経済面での支援に努める。 ○ひとり親家庭であることの制約や困難を可能な限り緩和し、心身ともに健康で豊かな生活を営めるよう、ひとり親になる前の段階からの切れ目ない情報提供に努める。				
○行動計画	④経済的支援策の活用促進等 ⑤情報提供機能の充実				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	IV-3-④	事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	R6 実績	156,595千円
事業概要	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し健康と福祉の増進を図るため、市町村で実施しているひとり親医療費助成事業に対し、必要な経費の一部を補助する。				
事業実績	市町村が行うひとり親医療費助成事業に対し、補助を行った。 【補助先】56市町村				
施策 行動計画	IV-3-④	事業名	児童扶養手当給付費	R6 実績	1,147,415千円
事業概要	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるため、児童の母親等に児童扶養手当を支給する。				
事業実績	ひとり親世帯において、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護する父、母若しくは養育者に対して、手当を支給した。 【受給者数（県認定）】2,177人（令和7年3月末時点） 福祉行政報告例公表値				
施策 行動計画	IV-3-④	事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費（貸付金）	R6 実績	16,709千円
事業概要	母子（父子）家庭及び寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために、修学資金等の資金の貸付事業を行う。				
事業実績	経済的な自立や児童の修学などに必要な資金の貸付を行った。 【母子福祉資金】32件 【父子福祉資金】1件 【寡婦福祉資金】0件 合計 33件				
施策 行動計画	IV-3-③ IV-3-⑤ IV-4-④	事業名	母子家庭等自立支援総合対策事業（母子家庭等就業・自立支援事業）	R6 実績	15,147千円
事業概要	ひとり親家庭に対して就業相談や求人情報の提供、職業紹介、就業支援セミナー等を行うとともに、自立支援プログラムの策定を行うことにより、ひとり親家庭の自立促進を図る。				
事業実績	外部委託により、母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、母子家庭等からの就業相談に対応するとともに、求人情報の提供、職業紹介、企業訪問等による求人開拓等を行うことにより、母子家庭の母等の自立促進を図った。 【新規求人件数】632件 【求職相談件数】1,233件 【新規求職登録者数】104名 【就職者数】44名				

## 4 子どもの未来が貧困に妨げられないための支援

### ◆課題と行動計画〈その1〉

○現状と課題	○それぞれの家庭が抱える問題は、多様で必ずしも一つだけではないことから、経済的な困窮などの様々な困難を抱えている家庭でも、学ぶ意欲と能力のある子どもが将来の夢をかなえられるよう支援を届ける必要がある。
○施策の方向	○幼児期から高等教育までの様々な段階における、切れ目のない教育費負担の軽減に取り組む。
○行動計画	①教育費負担の軽減

### ◆主な関連事業

施策 行動計画	Ⅱ-2-① Ⅳ-4-①	事業名	私立高等学校等就学支援事業	R6 実績	90,018千円
事業概要	私立高等学校等の設置者が被生活保護世帯等の生徒に対して授業料等の免除等を行った場合、免除額等を補助する。				
事業実績	【補助対象法人数】 21法人（22高等学校）等 【対象生徒数】 低所得者：412人 中所得者：657人 専攻科の生徒：59人				
施策 行動計画	Ⅱ-2-① Ⅳ-4-①	事業名	高校等奨学資金給付事業	R6 実績	550,260千円
事業概要	低所得世帯の高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学資金を給付する。				
事業実績	校生等のいる低所得世帯に対し、教育の機会均等を図ることを目的とし、授業料以外の教育に必要な経費を支援した。 【給付件数】4,501件				

◆課題と行動計画〈その2〉					
○現状と課題	○いわゆる「ヤングケアラー」について、家庭内のデリケートな問題であること等により表面化しにくく、また、社会的認知度も低いことから、ヤングケアラーの実情を早期に把握し、適切な支援につなげていく必要がある。 ○生活困窮世帯など特に支援が必要と考えられる世帯において、生活困窮者自立支援制度等の必要な支援制度の情報が届いていない傾向が見て取れることから、更に制度の理解と利用促進を図る必要がある。				
○施策の方向	○早期に生活支援や福祉制度につなげるため、学校と地域・家庭の連携や、児童生徒への心理的な支援に取り組む。 ○生活困窮世帯等の子どもの生活・学習支援等に取り組む。 ○経済的な困窮など複合的な困難を抱える保護者の状況に合った包括的な自立支援に取り組む。				
○行動計画	②学校・地域・家庭の連携 ③生活困窮世帯等の子どもへの生活・学習の支援 ④生活困窮世帯等の保護者への自立支援				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	Ⅲ-2-① Ⅳ-4-② Ⅵ-2-②	事業名	ピュアハートサポートプロジェクト	R6 実績	742,807千円
事業概要	教育相談体制の整備、道徳教育の充実、教員の指導力の向上、地域等との連携を目指して、スクールカウンセラー等の配置、電話相談窓口の設置、研修会等を実施する。				
事業実績	いじめの問題解消と未然防止、不登校等の問題行動等の対応に加えて東日本大震災、原発事故被害によるストレス、不安に対して心のケアを行う目的でスクールカウンセラーが派遣された（小学校127校、中学校194校、高校73校）。 多様な問題に直面している児童生徒を支援するため、スクールソーシャルワーカーを配置した（7教育事務所22名、31市町村34名）。				
施策 行動計画	Ⅳ-4-②	事業名	ヤングケアラー支援体制強化事業	R6 実績	17,198千円
事業概要	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）への支援体制を強化するため、ヤングケアラーに係る広報啓発、支援者への研修、専門家会議の開催、ヤングケアラーコーディネーターの配置等の各種事業を実施する。				
事業実績	ヤングケアラーへの支援体制を強化するため、研修の開催、ヤングケアラーコーディネーターの配置、SNS相談窓口の設置、専門員の派遣等を行った。 【ヤングケアラー支援者研修会】1回開催：受講者229名 【ヤングケアラーSNSによる相談受付】26件				
施策 行動計画	Ⅲ-2-⑤ Ⅳ-4-③	事業名	福島県子どもの学習支援事業	R6 実績	24,938千円
事業概要	貧困の世代間連鎖の解消を目指すため、生活困窮者等の世帯の小学生、中学生及び高校生を対象に高校進学支援及び高校中退防止の取組等を行う。				
事業実績	【支援実績】 県北：25件 県中：17件 県南：8件 会津・南会津：36件 相双：16件				

施策 行動計画	IV-3-① IV-4-④	事業名	母子家庭等自立支援総合対策事業 (ひとり親家庭等生活支援事業)	R6 実績	2,621千円
事業概要	ひとり親家庭の親等に対して、生活一般の相談支援や食育、家計管理等の講習会の開催及び交流会、情報交換を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。				
事業実績	ひとり親家庭の生活を支援するため、県内で事業を実施した。 【実施回数】9回(福島市、会津若松市、郡山市、いわき市(2回)、喜多方市、南相馬市、猪苗代町、玉川村) 【参加人数】計100名 【内容】家計管理・生活支援講習会、就職相談、参加者同士の情報交換、生活の悩み相談 等				

#### ◆課題と行動計画〈その3〉

○現状と課題	○地域で子どもの健やかな成長を見守る場などとして広まっている子ども食堂などの子どもの居場所については、資金やスタッフなどが不足しており、地域で子育てを支える仕組みへの支援が必要。
○施策の方向	○支援が届かない、届きにくい子どもや家庭に配慮し、早期の支援につなげるための仕組みづくりを進める。
○行動計画	⑤地域で支援を届ける仕組みづくり

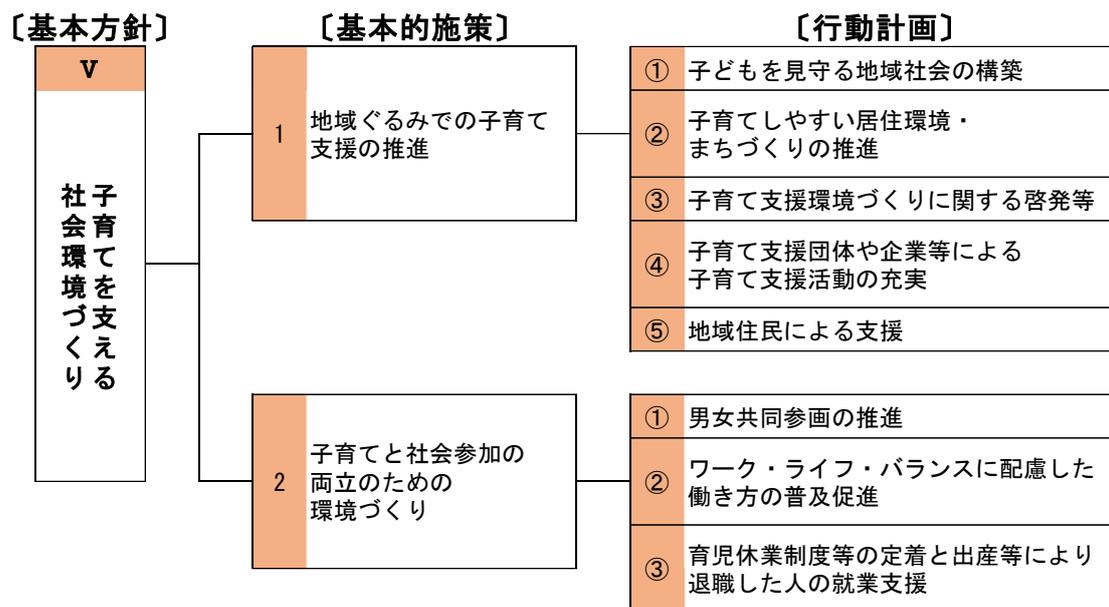
#### ◆主な関連事業

施策 行動計画	IV-4-⑤ V-1-④	事業名	こどもの居場所づくり支援事業	R6 実績	9,451千円
事業概要	こどもの居場所の新規開設及び活動基盤の強化を支援し、支援が必要な子どもたちやその家族を地域で見守る体制を強化する。				
事業実績	○こどもの居場所を新たに開設する事業及びこどもの居場所を広域的に支援する事業に補助金を交付した。 【補助金交付件数】12件 【交付額】3,298千円 ○こどもの居場所の資金調達方法や情報発信等に関する研修会を開催するとともに、必要に応じて各団体に講師を派遣するなど、基盤強化に必要なスキルの習得を支援した。 【委託先】ふくしまこども食堂ネットワーク こどもの居場所の活動基盤強化に係る研修会：9回 こどもの居場所立ち上げ講座：5回 ○経済的に困窮している子育て世帯を支援するため、コミュニティフリッジ(公共冷蔵庫)の新規開設費用の一部を補助した。 【補助金交付件数】2件 【交付額】1,896千円				
施策 行動計画	IV-4-⑤	事業名	こどもの将来応援事業	R6 実績	3,813千円
事業概要	各種支援制度をまとめたリーフレット・ガイドブックを配布するとともに、支援情報をまとめたポータルサイトを運営する。				
事業実績	○支援情報を掲載した「将来の夢応援ガイドブック」20,000部を作成し、中学2年生へ配布 ○支援情報を掲載した「こどもの夢応援リーフレット」21,000部を作成し、令和7年4月から小学1年生になるこどもの保護者へ配布 ○支援情報をスマートフォン等から確認できる「将来の夢応援サイト」を運営				

## 【基本方針Ⅳに係る指標一覧】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定時の値)	実績値 (令和6年度) ※令和6年度実績が出ていない指標は、左欄に実績年度を記載		年度目標値	達成状況
<b>Ⅳ 援助を必要とする子どもや家庭への支援</b>						
<b>1 児童虐待防止</b>						
45	児童虐待相談対応件数	H30	1,549 件	R5	1,908 件	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)
46	里親等委託率	H30	24.6 %	速報値	34.6 %	上昇を目指す <b>A</b>
<b>2 障がい等のある子どもへの支援</b>						
47	個別の教育支援計画の引継ぎ率(幼・小・中・高)	R2	71.3 %		85.6 %	100 % <b>C</b>
48	障害児通所支援事業所数	H30	237 ヶ所		531 ヶ所	増加を目指す <b>A</b>
49	障害児通所支援事業所の利用児童数	H30	4,168 人		7,615 人	増加を目指す <b>A</b>
50	発達障がい者支援センターでの相談件数	R2	1,331 件		1,911 件	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)
<b>3 ひとり親家庭に対する支援</b>						
51	ひとり親家庭への医療費助成事業受給資格登録世帯数	R1	16,182 世帯		13,271 世帯	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)
52	ひとり親家庭の親の就業率	R1	89.2 %	R5	92.8 %	上昇を目指す <b>A</b>
<b>4 子どもの未来が貧困に妨げられないための支援</b>						
53	生活保護世帯の子どもの進学率(高校等)	H30	92.4 %	R5	94.8 %	上昇を目指す <b>A</b>
54	生活保護世帯の子どもの進学率(大学等)	H30	24.5 %	R5	14.8 %	上昇を目指す <b>D</b>
55	子どもの居場所の設置数(子ども食堂など)	R2	66 ヶ所		186 ヶ所	増加を目指す <b>A</b>

## 〈基本方針V〉子育てを支える社会環境づくり



### 【基本方針の概要】

- 子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりや子育てしやすい生活環境づくりを推進します。
- 社会全体で子育て世帯への支援を進めるため、関係機関と連携を図りながら地域ぐるみでの子育て支援活動がさらに推進されるよう支援します。
- 男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進して、職場における子育て支援の促進を一層図ります。

# 1 地域ぐるみでの子育て支援の推進

◆課題と行動計画〈その1〉				
○現状と課題	○子どもが犯罪や事故に遭わないような安全・安心で子育てしやすいまちづくりを行う必要がある。			
○施策の方向	○子どもを見守る地域社会を構築するとともに、子育てしやすい生活環境づくりを推進する。			
○行動計画	①子どもを見守る地域社会の構築 ②子育てしやすい居住環境・まちづくりの推進			
◆主な関連事業				
施策 行動計画	V-1-①	事業名	犯罪に強い地域社会づくり事業	R6 実績 1,929千円
事業概要	防犯ボランティア団体に対する帽子、ジャンパー等の物的支援及び保険加入支援のほか、防犯メール（POLICEメールふくしま）による情報提供、防犯啓発用ポスターによる啓発活動により、地域ぐるみでの防犯体制づくりを推進する。			
事業実績	○防犯ボランティア11団体に対し、帽子、ベスト、ジャンパー等の防犯活動用物品を支援した。 ○防犯ボランティア団体の保険加入を支援した。 ○防犯メール（POLICEメールふくしま）の継続契約を行い、積極的な情報提供を実施した。			
施策 行動計画	V-1-①	事業名	ゾーン対策事業	R6 実績 19,444千円
事業概要	最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンブ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、道路管理者と緊密に連携しながら、通学路、生活道路等における人優先の安全安心な通行空間の整備の更なる推進を図る。			
事業実績	通学路や住宅街などの生活道路における歩行者の安全を確保するため、交通規制の見直しや、交通信号機の新設、路側式標識の設置を行った。 生活道路の速度及び通過交通抑制に重点を置いた対策として、ゾーン30プラスの整備に向けた取組を推進した。 【ゾーン30プラスの整備計画策定箇所】計5箇所			
施策 行動計画	V-1-②	事業名	福島県多世代同居・近居推進事業	R6 実績 41,461千円
事業概要	多世代同居・近居による子育て環境や高齢者見守りの充実等を図るため、親世帯と子育て世帯が同居・近居するための住宅取得やリフォームに対し、補助する。			
事業実績	【補助件数】 146件			
施策 行動計画	V-1-②	事業名	やさしい道づくり推進事業	R6 実績 101,000千円
事業概要	公共施設や福祉施設の周辺の歩道等において、ユニバーサルデザインに基づいた段差の改善や視覚障がい者誘導用ブロックの設置、車いすでのスムーズなすれ違い確保のための歩道拡幅などを実施する。			
事業実績	高齢者や子ども、障がいのある方を含むすべての人々にとって、安全で安心して通行できる道路環境を整備するため、県内8箇所において歩道の段差を解消する工事を実施した。			

◆課題と行動計画〈その2〉					
○現状と課題	○本県の三世同居率は全国に比べて高いとはいえ、核家族化の進行や地域社会の連帯感の希薄化等により、子育て世帯の孤立化が進んでいる。				
○施策の方向	○社会全体で子育てを支援していく環境づくりを推進するため、関係機関と連携を図りながら、子育て支援の在り方等について意見交換等を行い、施策への反映を目指す。 ○子育て世帯への支援を進めるためには、子育て支援団体等と協力・連携していくことが不可欠であり、これらの団体の連携を図ることによって、地域における子育て支援活動が更に推進されるよう支援する。				
○行動計画	③子育て支援環境づくりに関する啓発等 ④子育て支援団体や企業等による子育て支援活動の充実 ⑤地域住民による支援				
◆主な関連事業					
施策行動計画	V-1-③	事業名	子育て・子育て環境づくり総合対策推進事業（地域で支える子育て推進事業 除く）	R6実績	10,172千円
事業概要	本県の子育て支援の進捗状況報告等のため、「福島県子ども・子育て会議」を開催する。また、子ども・子育て支援新制度の着実な実施のため、県、市町村、関係団体で地域ごとの課題共有や利害調整等を行う。				
事業実績	子ども・子育て会議を4回、認定こども園部会を3回開催した。 また、「福島県こどもまんなかプラン」策定のため、「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」と「こどもまんなかアンケート」を実施した。				
施策行動計画	IV-4-⑤ V-1-④	事業名	子育て・子育て環境づくり総合対策推進事業（地域で支える子育て推進事業）	R6実績	4,779千円
事業概要	地域の特性を生かした自主的な子育て支援や親支援の活動を促進し、地域全体で子育てを支援する機運の一層の推進を図るため、民間団体や市町村の取り組みを支援する。				
事業実績	民間団体が実施する地域の子育て支援や市町村が独自の創意工夫により実施する子育て支援について補助を行った。 【民間団体】8件 補助額 3,712千円 【市町村】3件 補助額 1,067千円				
施策行動計画	V-1-④	事業名	【新】やさしさあふれるふくしま子育て応援事業	R6実績	12,520千円
事業概要	協賛店で子育て支援サービスが受けられるパスポートを子育て家庭等に対し交付し、更なる利用促進及び協賛店舗の拡大を図るほか、子どもと安心して外出できる環境づくりのため、子育て応援駐車場を設置する。				
事業実績	子育て応援パスポートの利用促進を目的に、県の子育て週間における特別企画を実施し、県内協賛店のうち179店舗が参加した。また、協賛店の情報を掲載するHPについて、店舗カテゴリーを追加する等、利用者・協賛店双方にとってより使いやすい仕様へ改修した。 子育て応援駐車場については、県有施設3カ所（あづま総合運動公園、まほろん、県立博物館）に設置した。				
施策行動計画	V-1-⑤ VI-2-②	事業名	世代間交流による地域コミュニティ再構築事業	R6実績	3,392千円
事業概要	社会全体で子育てを支援するため、昔ながらの遊びや伝統を子どもたちに伝える「地域の寺子屋」を県内各地で開催し、本県の復興を担う子どもたちを社会全体で育てる。				
事業実績	【地域の寺子屋セミナー】6回開催：参加者118名 【寺子屋交流会】12回開催：参加者681名				

## 2 子育てと社会参加の両立のための環境づくり

### ◆課題と行動計画〈その1〉

○ 現状と課題	<p>○本県の育児をしながら働いている女性の割合は全国平均よりも高くなっており、結婚・子育てと仕事の両立を望む女性が増え、共働き家庭が増加しているが、固定的な性別役割分担意識はいまだ社会に根強く残っており、女性が仕事とともに家事や育児を担うなど負担が重いものとなっている。</p> <p>○近年、育児休業制度の拡充や働き方改革による時間外労働の上限規制など制度面の改善は進んでおり、男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるが、子育て期と重なる男性の長時間労働は依然改善されていない。</p>
○ 施策の方向	<p>○個人の価値観を尊重し、男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進して、職場における子育て支援の促進を一層図る。</p> <p>○仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む企業や、仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援する。</p>
○ 行動計画	<p>①男女共同参画の推進 ②ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方の普及促進 ③育児休業制度等の定着と出産等により退職した人の就業支援</p>

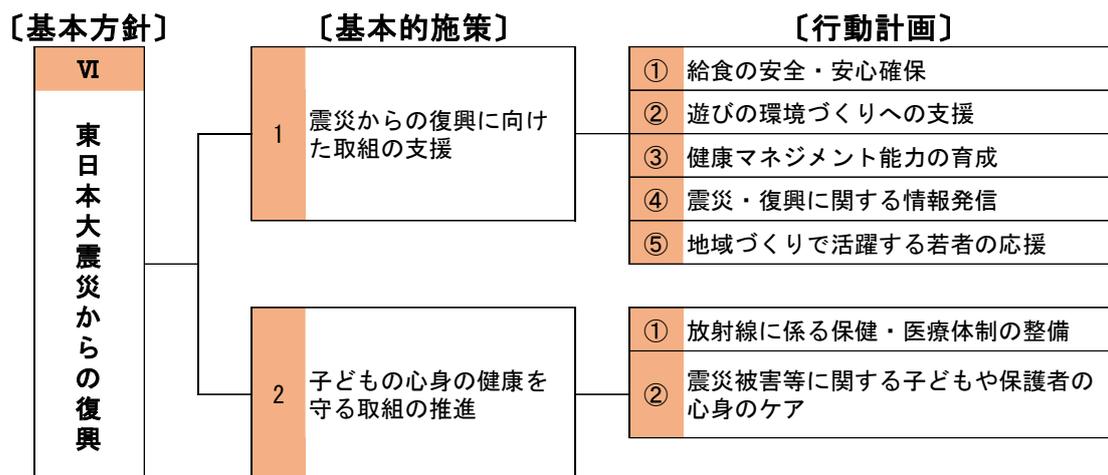
### ◆主な関連事業

施策 行動計画	V-2-① V-2-②	事業名	ふくしまで輝く女性活躍促進事業	R6 実績	21,841千円
事業概要	<p>女性活躍を推進するための職場環境づくりをテーマとしたシンポジウムを開催するほか、ポータルサイトにおいて男性の育児休業取得促進等に取り組む企業のを発信する。</p> <p>また、様々な分野に影響を及ぼしているアンコンシャス・バイアスの解消を図るための取組を実施する。</p>				
事業実績	<p>○女性活躍に向けた機運の醸成や職場・地域における男女の意識改革を図るため、組織のトップや人事労務担当者等を対象に女性活躍をテーマとしたシンポジウムを開催した。（10.16開催、178名参加）</p> <p>○女性活躍応援ポータルサイト「キラッとふくしま」において、女性ロールモデルや女性活躍やワーク・ライフ・バランスに取組企業のインタビュー記事を掲載した。（R7.3.31現在 67団体、96名掲載）</p> <p>○アンコンシャス・バイアスの解消に向け、啓発冊子の作成のほか、トークイベントの開催（シンポジウムと連動して開催）や専門講師によるセミナーを実施した（5回）。</p>				
施策 行動計画	V-2-①	事業名	女性活躍・働き方改革促進事業 （次世代育成支援企業認証）	R6 実績	4,241千円
事業概要	<p>県内企業の「働く女性応援」中小企業認証、「仕事と生活の調和」推進企業認証取得を進め、各企業の女性活躍やワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。</p>				
事業実績	<p>【「働く女性応援」中小企業認証】 認証数 127件 累計627件 【「仕事と生活の調和」推進企業】 認証数 54件 累計633件</p>				
施策 行動計画	V-2-③	事業名	女性活躍・働き方改革促進事業 （助成金、奨励金事業）	R6 実績	34,418千円
事業概要	<p>福島県次世代育成支援企業認証取得企業に対し、助成金・奨励金により労働環境の整備や、女性活躍、男性の育児参加、長時間労働の是正等の取組を支援し、働きやすい職場環境づくりを促進する。</p>				
事業実績	<p>【働きやすい職場環境づくり推進助成金】 20件 【女性活躍・働き方改革支援奨励金】 138件 女性活躍推進：98件 男性育休：28件 介護休業：10件 年次有休取得促進：2件</p>				

## 【基本方針Vに係る指標一覧】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定 時の値)	実績値 (令和6年度) ※令和6年度 実績が出ていない 指標は、左欄に 実績年度を記載		年度 目標値	達成 状況	
<b>V 子育てを支える社会環境づくり</b>							
<b>1 地域ぐるみでの子育て支援の推進</b>							
56	子ども(中学生以下)の交通事故死傷者数	R1	207 人		230 人	減少を目指す	D
57	ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備率	R2	67.0 %		68.0 %	67.9 %	A
58	通学路における安全対策の完了率	R2	49.0 %		66.0 %	60.0 %	A
59	「やさしさマーク」交付数(累計)	H30	436 件		447 件	増加を目指す	A
60	おもいやり駐車場協力施設数(累計)	H30	1,207 ヶ所		1,292 ヶ所	増加を目指す	A
61	ファミたんカード協賛店舗数	H30	4,040 店舗		3,931 店舗	4,500 店舗	D
62	福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合(意識調査)	R1	61.8 %		58.4 %	72.6 %	D
<b>2 子育てと社会参加の両立のための環境づくり</b>							
63	福島県次世代育成支援企業認証数	H30	595 社		1260 社	1137 社	A
64	ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	H30	7.2 %		9.6 %	上昇を目指す	A
65	年次有給休暇の取得率	H30	50.0 %		68.4 %	上昇を目指す	A
66	男性の育児休業の取得率 (民間(事業所30人以上))	H30	8.7 %		43.5 %	17.0 %	A
67	男性職員の育児休業の取得率 (福島県※知事部局) ※令和5年度からは1週間以上の取得率	R1	17.8 %		105.0 %	% 80.0 以上	A
68	出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	H30	18.1 %		21.7 %	上昇を目指す	A
69	女性就業率	H27	46.3 %	R2	50.6 %	上昇を目指す	A

## 〈基本方針Ⅵ〉東日本大震災からの復興



### 【基本方針の概要】

- 震災後の本県にあって、子どもの発育にとって「遊び」は極めて重要であり、子どもの遊び環境の充実を図るとともに、本県の未来を担う子どもたち自身が震災や復興と向き合い理解するための取組を支援します。
- 長期にわたる県民健康調査を継続していくほか、依然として、様々な不安を有している家庭等があることを踏まえ、心のケアの支援をするなど、被災した子どもや保護者に寄り添った支援を図ります。



◆課題と行動計画〈その2〉				
○現状と課題	○震災から10年経った現在、子どもたちや保護者の中で、震災当時の記憶や震災に関する関心が薄れつつある。			
○施策の方向	○ふくしまの未来を担っていく子どもたち自身が震災や復興と向き合い理解するための取組を支援する。			
○行動計画	④震災・復興に関する情報発信 ⑤地域づくりで活躍する若者の応援			
◆主な関連事業				
施策行動計画	VI-1-③	事業名	東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業	R6実績 24,965千円
事業概要	県内外の小中高の児童・生徒が東日本大震災・原子力災害伝承館学習を活用して行う学習活動に対し支援する。			
事業実績	<p>県内外の小中学校及び高等学校の児童・生徒が、学習活動で伝承館を活用する際の費用に対し、予算の範囲内で補助を行った。</p> <p>1 貸切バス補助 【補助対象】県内小中学校及び高等学校（直接補助） 【補助率】定額補助（所在方部毎に限度額を設定） 【実績】補助金額：15,011千円 補助件数：90件 バス台数：192台</p> <p>2 入館料補助 【補助対象】伝承館（指定管理者）（間接補助） 【補助率】10/10 【実績（利用学校団体数／利用者数）】 〈県内〉144校／8,676人 〈県外〉130校／8,088人 〈合計〉274校／16,764人</p> <p>3 申請サポート（窓口）業務委託 貸切バス代補助に係る学校、旅行代理店等からの問合せ対応、申請書類等の提出サポート及び受付業務等について、業務効率化を図るため外部委託した。 【実績】申請書類の受理件数：92件</p> <p>4 事前学習教材作成業務委託 中学生向けに、来館目的を明確にするための事前学習教材を制作し伝承館HPで公開した。（生徒向けテキストの制作、教員向けテキストの制作、教員向けの使い方の動画制作）</p>			
施策行動計画	VI-1-④	事業名	震災と復興を未来へつむぐ高校生語り部事業	R6実績 7,535千円
事業概要	震災と復興に関する地域課題探究学習を通して、福島における震災、復興、そして未来について、自分の考えを持ち、自分の言葉で語ることのできる「高校生語り部」を育成する。 この学びの過程で、生徒の思考力、判断力、表現力等を育成するとともに、県内外及び海外の高校生等との交流を通して、震災に関わる風化防止、風評払拭につなげる。			
事業実績	<p>○震災や復興に関する地域課題探究学習を行い、その成果を県内外及び海外に発信する「実践校」に18校を指定するとともに、県伝承館にて研修を行う「研修校」には20校を指定し、各校の取組を支援した。</p> <p>○「実践校」の成果報告及び語り部実践の場として、1月20日に語り部交流会を県伝承館及び双葉町産業交流センターで開催した。</p> <p>○実践校中心に、県外、海外の高校生と交流活動を支援した。</p> <p>○伝承館での教員研修については、高校は全県立高校の初任者研修対象教員を対象に11月20日に、小中学校は若手教員の希望者等を対象に8月9日、11月25日に実施した。</p>			

## 2 子どもの心身の健康を守る取組の推進

◆課題と行動計画〈その1〉					
○ 現状と課題	○本県の子育て世帯は震災の影響による健康上の不安を抱きながら生活している。県民意識調査においても、いまだ5割の方が震災による子どもの健康への影響を心配している。				
○ 施策の方向	○放射線による健康への影響の未然防止、早期発見及び早期治療等万全の措置を講じ、子どもたちの健康を長期的にわたって見守っていく。				
○ 行動計画	①放射線に係る保健・医療体制の整備				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	VI-2-①	事業名	県民健康調査事業	R6 実績	2,678,467千円
事業概要	県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図るために県民健康調査等を実施する。				
事業実績	1 県民健康調査の実施 (1) 基本調査 被ばく線量推計結果送付件数 累計555,505件（令和7年3月31日現在） (2) 甲状腺検査 検査6回目を実施（令和5年度から令和6年度 検査対象者211,912名） 25歳時の節目の検査を実施（対象者：各年度25歳を迎える方） 30歳時の節目の検査を実施（対象者：各年度30歳を迎える方） (3) 健康診査 平成23年3月11日～平成24年4月1日に避難区域等に住民登録していた方等を対象に健康診査を実施 既存検診対象外の県民に対する健康診査を実施 (4) こころの健康度・生活習慣に関する調査 避難区域等の住民に対し調査票により実施（調査対象者208,575名） (5) 妊産婦に関する調査 調査結果を周知するとともに、放射線の健康影響等に不安を抱く方の電話相談を実施 2 放射線と健康アドバイザーグループ 市町村への助言を、依頼のあった1市町村に実施				
施策 行動計画	I-2-③ VI-2-① VI-2-②	事業名	被災した子どもの健康・生活対策総合支援事業（子ども健やか訪問事業）	R6 実績	487千円
事業概要	復興公営住宅等に避難生活をしている子どもを持つ家庭を、子ども健やか訪問員が訪問し、生活や育児等の相談に対応して、子育て家庭の不安の軽減を図る。				
事業実績	復興公営住宅等へ避難生活をしている子どもを持つ家庭を訪問し、生活や育児等の相談に対応して不安の軽減を図った。 【訪問件数】実37件、延51件（訪問員8件 職員43件）				

◆課題と行動計画〈その2〉					
○ 現状と課題	○現在も東日本大震災により県内外へ避難している子どもたちが多数おり、子どもだけでなく保護者も精神的な負担が解消されていない状況。				
○ 施策の方向	○震災から10年経った今も依然として、震災による様々な不安を持つ家庭等があることを踏まえて、子どもや保護者に対して、相談・援助などきめ細かな心身のケアに取り組んでいく。				
○ 行動計画	②震災被害等に関する子どもや保護者の心身のケア				
◆主な関連事業					
施策 行動計画	VI-1-② VI-2-②	事業名	被災した子どもの健康・生活対策等総合 支援事業（子どもの遊び確保と心身の健 康の相談・援助事業）	R6 実績	22,625千円
事業概要	市、町が実施する心身の相談・援助と子どもの遊びの確保事業に対して補助を行う。				
事業実績	富岡町を対象に、保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどで実施する子育てイベントや専門家等による子どもの遊びの支援などに関する事業を補助した。 相馬市を対象に、市町村が実施する被災児童に対する心身の健康に関する相談・援助等を行う事業を補助した。				
施策 行動計画	VI-2-②	事業名	子どもの心のケア事業 （子どもの心のケアセンター）	R6 実績	118,042千円
事業概要	医療・福祉・教育等の関係機関と緊密に連携しながら、医師や公認心理師などの専門職によるアウトリーチ支援等を通し、子どもたちの心のケアに努める。				
事業実績	専門的人材の派遣や研修会の開催、心の健康の普及啓発等を行うことにより、県外避難者を含め、震災により様々なストレスを受けた子どもやその保護者及び支援者への継続的支援を実施した。 ○心身のケア相談会・講習会（専門職派遣）：319回実施（開催・派遣） ○県内・県外話会：96回開催 ○学校巡回相談：71名（児童生徒数） ○心の健康アンケート 【回答数】小学校：2,895名 中学校：2,295名 義務教育学校：138名				
施策 行動計画	VI-2-②	事業名	東日本大震災子ども支援基金事業	R6 実績	36,079千円
事業概要	東日本大震災により、孤児・遺児となった児童の生活及び修学を支援するため、対象者が大学等を卒業するまでの間、寄附を原資とした基金から定額の給付を行う。				
事業実績	東日本大震災により、保護者が死亡又は行方不明になった孤児・遺児を対象に、生活費及び修学費を支援した。 【給付実績】35,320千円				

【基本方針VIに係る指標一覧】

施策に関する指標名	年度	基準値 (計画改定 時の値)	実績値 (令和6年度) ※令和6年度 実績が出ていない 指標は、左欄に 実績年度を記載	年度 目標値	達成 状況
<b>VI 東日本大震災からの復興</b>					
※指標なし					

## 参考

- 令和6年度子育て支援推進関連予算
- 「子育てしやすい福島県づくり条例」
- 「福島県子どもを虐待から守る条例」

# 令和6年度子育て支援推進関連予算(前年度比較)

(単位：千円)

	基本方針	当初予算	基本的施策	当初予算	行動計画	当初予算	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     子育て支援推進 関連予算額計                       R.6 65,813,173 R.5 62,081,201                       R.6 当初予算額 R.5 当初予算額                 </div>	<b>I</b>	2,181,291	<b>1</b> 家庭を築き子どもを生み育てる環境づくり	1,216,307	<b>(1)</b> 家庭・子育てに関する教育・啓発の推進	378,055	
	出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現	3,250,813		1,053,286		<b>(2)</b> 若者の就業に対する支援	838,252
							<b>(3)</b> 独身男女の交流等への支援
						<b>(4)</b> 安心して妊娠・出産・子育てできる保健・医療体制の整備	420,713
						<b>(2)</b> 不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援	285,813
						<b>(3)</b> 妊娠期からの継続的な支援体制の強化	257,832
				<b>2</b> 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療対策	964,984	<b>(5)</b> 妊娠・出産・子育てに係る正しい知識の普及啓発	626
			2,197,527			1,157	
						<b>(1)</b> 保育の受け皿の整備	485,396
						<b>(2)</b> 保育人材の確保	196,742
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>II</b>                       子育て支援                       R.6 25,813,092 R.5 26,212,165                 </div>			<b>1</b> 子育て支援サービスの充実	4,365,304	<b>(3)</b> 保育の質の向上	84,644
					4,340,482	<b>(4)</b> 幼児教育の充実及び認定こども園への移行推進	778,510
						<b>(5)</b> 子育て支援の拠点や子どもの居場所づくり	3,151,973
						<b>(6)</b> 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進	3,115,305
							2,989,127
						2,957,169	
				<b>2</b> 子育て家庭の負担軽減と相談・情報提供体制の整備	21,447,788	<b>(1)</b> 子育て家庭の経済的負担の軽減	20,954,580
			21,871,683		<b>(2)</b> 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	493,208	
					473,129		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>III</b>                       子どもの健やかな成長と自立                       R.6 7,877,430 R.5 8,473,406                 </div>				<b>1</b> 子どもの尊重と生きる力の応援	1,389,673	<b>(1)</b> 子どもの権利に関する啓発	915
					1,453,453	<b>(2)</b> 子どもの参画の推進	1,139,945
						<b>(3)</b> 子どもたちの健全な育成のための環境づくり	37,099
					<b>(4)</b> 不登校やひきこもり状態等の子どもへの支援	211,714	
						201,148	

次項へ続く  
↓

(単位：千円)

基本方針	当初予算	基本的施策	当初予算	行動計画	当初予算
		2 教育の充実	R.6 6,500,703 R.5 7,119,146	(1) 豊かなこころの育成	R.6 882,604 R.5 890,512
				(2) 健やかな体の育成	R.6 288,543 R.5 343,545
				(3) 確かな学力の育成	R.6 533,969 R.5 583,866
				(4) 家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進	R.6 192,799 R.5 187,886
				(5) 学校の教育環境の整備	R.6 4,602,788 R.5 5,113,337
		3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	R.6 183,096 R.5 107,838	(1) 思春期における健康教育・健康づくりの推進	R.6 35,908 R.5 11,339
				(2) 食育の推進	R.6 147,188 R.5 96,499
<b>IV</b>	R.6 20,153,639 R.5 18,511,689	1 児童虐待防止	R.6 2,539,595 R.5 2,587,366	(1) 地域で子どもを守る取組	R.6 18,208 R.5 17,786
<b>援助を必要とする子どもや家庭への支援</b>				(2) 育児不安等を抱える親に寄り添う支援	R.6 0 R.5 121,805
				(3) 児童虐待防止体制の整備	R.6 52,690 R.5 54,866
				(4) 家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援	R.6 2,473,847 R.5 2,397,944
		2 障がい等のある子どもへの支援	R.6 11,215,638 R.5 9,267,308	(1) 障がい等のある子どもやその家族が安心して暮らすための支援	R.6 11,188,865 R.5 9,242,289
				(2) 発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援	R.6 26,773 R.5 25,019
		3 ひとり親家庭に対する支援	R.6 1,527,819 R.5 1,627,779	(1) 相談体制の充実	R.6 48,136 R.5 36,436
				(2) 子育てや生活支援策の充実	R.6 4,881 R.5 5,149
				(3) 就業支援の推進	R.6 100,052 R.5 86,972
				(4) 経済的支援策の活用促進等	R.6 1,428,449 R.5 1,541,181
				(5) 情報提供機能の充実	R.6 15,147 R.5 14,287
		4 子どもの未来が貧困に妨げられないための支援	R.6 4,910,896 R.5 5,067,258	(1) 教育費負担の軽減	R.6 3,896,380 R.5 4,047,577
				(2) 学校・地域・家庭の連携	R.6 867,697 R.5 866,662
				(3) 生活困窮世帯等の子どもへの生活・学習支援	R.6 87,078 R.5 95,653
				(4) 生活困窮世帯等の保護者への自立支援	R.6 35,428 R.5 32,913
				(5) 地域で支援を届ける仕組みづくり	R.6 24,313 R.5 24,453

次項へ続く





# 子育てしやすい福島県づくり条例

平成二十二年十二月二十四日

福島県条例第八十号

改正 平成二十五年一〇月十一日条例第七十二号

子どもは、いつの時代においても「社会の宝」であり、「未来への希望」です。将来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに育つことは、私たち福島県民すべての願いです。

しかしながら、近年の子育てを取り巻く環境は、核家族化や少子化、さらには急激な都市化の進行により、大きく変化し、子育てしている家庭の孤立化を招くとともに、子育ての不安や負担が増大しており、それらの解消が大きな課題となっています。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、本県の子どもと家庭を取り巻く環境に深刻かつ重大な変化をもたらしました。

多くの子ども達が県内外への避難を余儀なくされ、中でも母子避難による二重生活は、家庭生活の在り方自体に影響を与えているほか、放射線の影響による健康上の不安、屋外活動の制限による体験活動機会の減少など、新たな課題を抱えることとなりました。

これらの課題に対応し、一日も早く安心して暮らせる福島県を取り戻すためには、本県の子育て環境の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要であるとともに、人と人との絆やふるさとを愛する心を育むことが大切です。

幸い、本県では、厳しくも豊かな自然や地域の伝統、文化により実直で他者を思いやる県民性がはぐくまれ、また、人づくりが地域の発展の礎との考えから、いにしえより子どもの教育に地域全体で力を入れてきた歴史があります。

例えば、江戸時代の会津藩の「<sup>じゅう</sup>什の掟<sup>おきて</sup>」は、藩校日新館に入る前の幼少の子どもへの教えであり、うそを言ったり、弱いものをいじめたりしてはいけないなど、現代にも通じる内容が含まれており、子どもの健やかな成長を願う心として会津地域の人々に受け継がれています。本県における子育てを考えると、大切な精神文化の一つであると思われま。

このような歴史を有する本県において、今日、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子育ての喜びや楽しみが実感できる環境を確立するために

は、仕事と生活が調和し、子育ての基盤となる家庭が円満となるよう、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者と子どもが共に育ち合うという考え方が重要です。また、地域における人と人とのつながりを深め、行政機関はもとより、県民、事業主、関係機関、関係団体などが相互に連携と協力をして、社会全体で子育てをしていくことが求められています。

そのため、福島県は、子育て支援についての基本的な考え方を明らかにし、県民一人一人が子どもに対する深い愛情と子育てに対する使命感を持ち、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くため、この条例を制定します。

(平二五条例七二・一部改正)

### (目的)

**第一条** この条例は、子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業主及び保護者の役割を明らかにするとともに、子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援を推進し、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とします。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 子育て支援 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体の取組をいいます。
- 二 子ども 十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除きます。）をいいます。
- 三 保護者 親権者、未成年後見人その他現に子どもを保護、監督する者をいいます。

### (基本理念)

**第三条** 子育て支援は、次に掲げる事項を踏まえて、社会全体で推進されなければなりません。

- 一 子どもの権利及び利益が尊重され、子どもが家庭や社会の一員として健やかに成長できるよう配慮すること。
- 二 家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が、子育てについての第一義的責任を有するものであること。
- 三 県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体が相互に連携し、協力すること。
- 四 東日本大震災により、深刻な影響を受けている本県の子育て環境の復興再生のため、積極的に対策を進めること。

(平二五条例七二・一部改正)

#### (県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有します。

#### (県民及び地域社会の役割)

**第五条** 県民及び地域社会を構成するものは、基本理念に基づき、子育て支援の重要性について関心を持ち、理解を深め、県民と地域社会が一体となって、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

#### (事業主の役割)

**第六条** 事業主は、基本理念に基づき、その雇用する者の仕事と生活の調和が図られるように必要な雇用環境の整備に努めるものとしします。

2 事業主は、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

#### (保護者の役割)

**第七条** 保護者は、基本理念に基づき、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとしします。

### (基本的施策等)

**第八条** 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

一 子ども及び子どもを生み、育てる者の保健医療体制の充実及び健康の増進を図ること。

二 子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図ること。

三 子どもを生み、育てる者に対する相談又は情報提供を行う体制の整備を図ること。

四 子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した居住環境その他の生活環境の整備を図ること。

五 子どもを生み、育てる者の仕事と生活の調和が図られるよう支援すること。

六 命の大切さ、子育ての意義及び子育てにおける家庭の果たす役割について、教育及び啓発を行うこと。

七 障がいのある子ども及びその家庭への支援その他の援助を必要とする子ども及び家庭への支援を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関する必要な施策

2 前項に規定するもののほか、県は、東日本大震災からの子育て環境の復興再生に向けて、次に掲げる施策を実施するものとします。

一 子どもの健康への影響に配慮し、長期にわたる健康管理及び保健医療体制の充実を図ること。

二 子どもの健やかな成長への影響に配慮し、子どもの活動の場等の環境整備に努めること。

三 子どもの日常生活への影響に配慮し、子どもの生活環境の改善に努めること。

(平二五条例七二・一部改正)

### (基本計画の策定)

**第九条** 知事は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定しなければなりません。

2 基本計画は、子育て支援に関する施策の基本的事項について定めるものとします。

- 3 知事は、基本計画を策定し、又は変更するにあたっては、県民の意見を反映させるために必要な措置をとるものとします。
- 4 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとします。

#### (推進体制の整備)

**第十条** 県は、子育て支援に関する施策を市町村、県民、事業者その他子育てに関係する機関又は団体との連携の下に推進するため、必要な体制を整備するものとします。

#### (財政上の措置)

**第十一条** 県は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置をとるものとします。

#### (年次報告)

**第十二条** 知事は、毎年、福島県議会に、基本計画に基づいて実施した施策について報告しなければなりません。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第十二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行します。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第九条第一項の規定により定められている計画は、第九条第一項の規定により定められた基本計画とみなします。

#### 附 則（平成二五年条例第七二号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 福島県子どもを虐待から守る条例

令和二年三月二十四日

福島県条例第三十号

将来を担う子どもたちは、かけがえのない存在であり、全ての子どもが、幸せな日々を送り、成長していく権利を有しており、それを守り育てていくことが社会全体の責務である。

しかしながら、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化、経済環境などを背景に、家庭や地域社会における養育力が低下し、子どもに対する虐待が後を絶たない。また、本県では、東日本大震災と原発事故に伴う避難の長期化などにより、地域のつながりや家族の在り方が変化していることを踏まえて、子育て家庭を支援していくことが求められている。

さらに、虐待を受けた子どもの健やかな成長を促し、将来親となったときに子どもを温かく育むことができるような支援が必要となる。

子どもに対する虐待は、重大な人権の侵害であり、いかなる理由があろうとも、決して許されないことである。

こうした認識の下、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、実効性のある防止体制を確立させ、早期発見から再発防止を図るとともに、全ての子どもへの予防教育と虐待を受けた子どもに対する適切な援助を行い、東日本大震災を経験した福島県であるからこそ、生命の尊さを深く認識することで、その健やかな成長を支えることを目指し、ここにこの条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、県、市町村、保護者、県民及び関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の日本を担う子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- 三 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条の児童虐待をいう。
- 四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項に規定するものをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定するものをいう。）その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、弁護士、民生・児童委員、女性相談支援センターの職員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

#### （基本理念）

- 第三条** 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、いかなる理由があっても許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。
- 2 虐待防止に当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。
  - 3 虐待防止に関する施策及び取組は、県、県民、市町村及び関係機関等の地域の様々な主体が相互に連携を図りながら取り組まなければならない。
  - 4 虐待防止に関する施策及び取組は、子ども及び保護者を孤立させない社会づくりを推進することが、虐待を防止する上で重要であるとの認識の下に行われなければならない。

#### （県の責務）

- 第四条** 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに係る施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村及び関係機関等が実施する虐待防止に関する施策及び取組について必要な支援を行うものとする。

### (市町村の役割)

**第五条** 市町村は、基本理念にのっとり、県及び関係機関等と連携を図りながら、子どもを虐待から守ることに關する施策の推進及び必要な体制の整備に努めるものとする。

### (保護者の責務等)

**第六条** 保護者は、基本理念にのっとり、いかなる理由があろうとも虐待を行ってはならない。

- 2 保護者は、子どものしつけに際して体罰を加えてはならない。
- 3 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについての第一義的責任を有することを深く認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに關する悩みがあるときは、身近な人、県、市町村若しくは関係機関等に相談し、又は助言その他の支援を受けるなど、子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。

### (県民の役割等)

**第七条** 県民は、基本理念にのっとり、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに通告（法第六条第一項の規定による通告をいう。以下同じ。）しなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることに關する理解を深めるよう努めるものとする。
- 3 県民は、基本理念にのっとり、虐待未然防止の施策に協力し、また、子育て中の家庭を孤立させないよう地域社会で見守る体制づくりに努めるものとする。

### (関係機関等の役割)

**第八条** 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。また、その専門的な知識及び経験を生かし、子ども及びその保護者に対する支援を行うよう努めなければならない。

- 2 関係機関等のうち、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、支援が必要な子ども及び家庭の把握並びに虐待の予防、早期発見及び支援に努めるものとする。

- 3 関係機関等のうち、学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

#### (連携及び協働)

**第九条** 県は、虐待防止施策を実施するに当たっては、市町村、教育委員会、保健所、児童相談所、警察その他の関係機関相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、必要に応じ、県民、関係機関等、地域において子どもを虐待から守ることに係る活動に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定するものをいう。）その他の団体の協力を求めるものとする。

- 2 県は、子どもと家庭を支援し、虐待を防止するための関係機関等の連携を充実させるため、市町村が設置する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の運営について、必要な支援を行うものとする。
- 3 県は、配偶者に対する暴力による虐待を防ぐため、児童相談所、警察及び関係機関等と連携し、安全確保を最優先に子どもと配偶者からの暴力を受けた者を支援するものとする。

#### (基本計画)

**第十条** 知事は、子どもを虐待から守ることに係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとする。

- 2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 子どもを虐待から守ることに係る施策についての基本的な方針
  - 二 子どもを虐待から守ることに係る目標
  - 三 妊娠期からの総合的な子育て支援に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに係る施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、毎年度、子どもを虐待から守ることに係る施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。
- 4 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対し、必要な報告を求めることができる。

## 第二章 未然防止

### (未然防止)

- 第十一条** 県は、虐待の未然防止に資するため、子育て中の家庭に対する相談の実施、情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。
- 2 県は、市町村が母子保健に関する事業を実施するに当たって、保護者等に対し、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことができるよう、市町村及びこども家庭センター（児童福祉法第十条の二第一項のこども家庭センターをいう。）に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、学校その他子どもの活動場所において、子どもに対し、子ども自身が権利の主体であり、その権利は擁護されると認識するための人権教育及び啓発活動並びに権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うものとする。
- 4 県は、若年者に対し、予期しない妊娠に至らないための教育及び啓発活動並びに妊娠及び出産に関する相談先その他の情報提供を行うものとする。
- 5 県は、医療機関及び市町村と連携し、予期しない妊娠に悩む者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、必要な支援及び医療を受ける機会を確保させるための啓発活動及び情報提供を行うものとする。
- 6 県は、県民が安心して子育てできるよう、保護者が集い情報交換及び交流する場の円滑な運営を支援するものとする。

### (啓発活動)

- 第十二条** 県は、子どもを虐待から守ることについて、県民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 2 県は、教育機関等が実施する虐待を防止する人権教育又は啓発活動の推進を図るため、市町村と連携し、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 子どもを虐待から守ることに関する県民の関心及び理解を深めるため、毎年十一月を虐待防止推進月間とする。

## 第三章 虐待の早期発見及び早期対応

### (早期発見)

- 第十三条** 県は、虐待を早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等と緊密な連携を図るものとする。
- 2 県は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が通告しやすく、かつ、虐待を受けた子ども、虐待に気付いた家族その他の者が相談しやすい環境を

整備するものとする。

#### (通告に係る対応等)

**第十四条** 児童相談所長は、虐待に係る通告又は相談があった場合には、子どもの生命を守ることを最も優先して行動しなければならない。

2 児童相談所長は、虐待に係る通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、速やかに当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により、法第八条第二項に規定する安全の確認を行うための措置(以下「安全確認措置」という。)を講ずるものとする。

3 児童相談所長は、虐待に係る相談があった場合には、当該相談の内容に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該相談に係る子どもの安全を確認しなければならない。

#### (通告に係る体制の整備等)

**第十五条** 県は、市町村と連携し、通告を常時受けることができる体制の整備に努めなければならない。

2 県は、虐待に係る通告又は相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に不利益が生じないように、必要な配慮をしなければならない。

#### (安全の確認及び確保)

**第十六条** 知事は、法第九条第一項の規定による立入調査等、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問に際しては、子どもの生命を守ることを最も優先し、適切に権限を行使するとともに、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

2 児童相談所長は、安全確認措置を行おうとする場合又は法第八条第二項第一号の規定による一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合においては、子どもの生命を守ることを最も優先し、適切に権限を行使するとともに、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

3 保護者又は子どもと同居関係にある者は、安全確認措置に協力しなければならない。

4 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じて、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理し、又は所有する

者その他子どもの安全の確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

#### (情報の共有)

**第十七条** 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、関係する機関の相互間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

### 第四章 援助、指導及び支援

#### (虐待を受けた子どもに対する援助等)

**第十八条** 県は、虐待を受けた子どもが安心して生活できる家庭的環境を確保し、教育を受ける権利が侵害されないようにするとともに、当該子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、その年齢、心身の状況等を十分考慮して、必要な援助を行うものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもが健やかに成長し、将来親となったときに温かく子どもに関わることができるよう、関係機関等と連携して取り組むものとする。

#### (保護者に対する支援)

**第十九条** 県は、虐待を行った保護者に対し、子どもが安心できる家庭環境を形成し、再び虐待を行うことがないよう、市町村及び関係機関等と連携し、必要な指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (医療機関との連携協力体制の整備)

**第二十条** 県は、虐待を受けた子どもがその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。

#### (社会的養護の充実等)

**第二十一条** 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設等の確保並びにこれらの施設における家庭的な養育環境の整備、より専門的で高度な受け入れ体制の整備及び施設職員の資質向上に取り組むものとする。

2 県は、家庭的養護を推進するため、里親制度の普及啓発を図るとともに、養育里親又は専門里親の養成、専門知識を高める研修等を通して、里親によ

る養育の充実等に努めるものとする。

#### (児童相談所の体制強化)

**第二十二条** 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策の推進を図るため、いかなる状況にあっても、子どもの危機的状況に迅速に対応できるよう、各児童相談所の管轄区域における人口、児童虐待相談対応件数、交通事情等を踏まえ、児童福祉司その他の専門的知識を有する職員を手厚く配置し、児童相談所の体制を強化するものとする。

2 県は、児童相談所を利用する子ども及び保護者が安心して相談できるとともに、一時保護された子どもが安らぎ癒やされるよう、施設等環境の整備に努めるものとする。

#### (子ども自身による安全確保への支援)

**第二十三条** 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町村及び関係機関等と連携し、子どもに対し、教育、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### (自立支援の充実)

**第二十四条** 県は、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により、里親への委託、児童養護施設への入所その他の措置を講じた場合において、これらの措置を受けた者に対し、円滑に社会で自立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

### 第五章 人材の育成等

#### (人材の育成)

**第二十五条** 県は、県、市町村及び関係機関等における子どもを虐待から守ることに寄与する人材に対し、その育成を図るため、専門的な知識及び技術の習得の研修を行うとともに、当該者の心身の健康の保持に努めるものとする。

2 県は、地域における子どもを虐待から守ることに関する活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、地域において子育てに関する支援及び子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

(調査研究)

**第二十六条** 県は、子どもを虐待から守る施策及び取組を効果的に推進するための方策について調査研究を行うものとする。

**第六章 雑則**

(財政上の措置)

**第二十七条** 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和六年条例第五八号)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和七年条例第四二号)

一 この条例は、公布の日から施行する。

二 この条例の施行の日以後において、児童福祉法第十条の二第一項のこども家庭センターを設置していない市町村に対するこの条例による改正後の第十一条第二項の適用については、同項中「こども家庭センター（児童福祉法第十条の二第一項のこども家庭センター）」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）第四条による改正前の母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項の母子健康包括支援センターとして設置された施設」とする。